

# 令和8年度 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会

日時：令和8年5月26日(火)

14時00分～16時00分

場所：青葉公会堂

## 次 第

### 第一部 総会 (14時00分～15時10分)

#### 1 開会あいさつ

- (1) 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長
- (2) 青葉区長

#### 2 来賓あいさつ

青葉消防署長

#### 3 議 題

- (1) 令和7年度事業報告及び決算報告について…………… [案1] (第1号議案) (P3)
- (2) 令和8年度役員の選任について…………… [案2] (第2号議案) (P7)
- (3) 令和8年度事業計画案と予算案について…………… [案3] (第3号議案) (P9)

#### 4 依頼事項 (★は全拠点提出が必要です)

- (1) ★令和8年度地域防災拠点運営委員会への地域防災活動奨励助成金の  
交付について…………… 【資料1】 (P11)
- (2) ★令和8年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・拡充配備の  
実施及び備蓄品の誤配付防止に関する取組の徹底について…………… 【資料2】 (P17)
- (3) ★青葉区地域防災拠点における燃料等の配備・回収について…………… 【資料3】 (P31)
- (4) 地域防災拠点新任運営委員集合研修の実施について…………… 【資料4】 (P35)
- (5) 『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正に向けたアンケート調査への  
ご協力のお願い…………… 【資料5】 (P39)
- (6) ★発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の設置場所に関する  
調査について…………… 【資料6】 (P49)
- (7) 令和8年度災害時ペット対策について…………… 【資料7】 (P55)

#### 5 関係機関・行政からの情報提供

- (1) 青葉区の災害時医療体制と災害時地域定点診療拠点について…………… 【資料8】 (P69)
- (2) 青葉水道事務所 防災訓練実施のご案内…………… 【資料9】 (P79)
- (3) 横浜防災ライセンス青葉連絡会の訓練支援について…………… 【資料10】 (P81)
- (4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部について…………… 【資料11】 (P83)

～休憩 (15時10分～15時15分)～

### 第二部 地域防災拠点の取組事例の紹介 (15時15分～16時00分)

#### 1 地域防災拠点活動の取組事例の紹介

- (1) 美しが丘小学校地域防災拠点
- (2) 奈良中学校地域防災拠点

#### 2 意見交換会

裏面あり

## <その他配付資料>

### ○地域防災拠点の運営や訓練等に関すること

- ・青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則…………… [参考資料 1] (P87)
- ・令和 8 年度地域防災拠点運営委員会 参与名簿…………… [参考資料 2] (P89)
- ・地域防災拠点動員者の名簿について（お知らせ）…………… [参考資料 3] (P91)
- ・地域防災拠点等に設置している無線電話番号について…………… [参考資料 4] (P93)
- ・令和 8 年度災害時避難者向け学校 Wi-Fi の接続・運用訓練の実施について…………… [参考資料 5] (P95)
- ・青葉区版防災情報伝達システム訓練の実施について…………… [参考資料 6] (P99)

### ○地域防災拠点運営に関する研修等のご案内

- ・令和 8 年度地域防災拠点運営研修の開催について…………… [参考資料 7] (P107)
- ・誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり
  - 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —…………… [参考資料 8] (P119)
- ・セイフティネットプロジェクト横浜による出前講座について…………… [参考資料 9] (P131)

### ○その他

- ・柔道整復師をご存知ですか？
- ・知っておこう 災害時に病院が必要になったら？
- ・災害時の資源とゴミの分け方・出し方

本日配付した資料は、6月3日（水）頃までに  
事務局（青葉区総務課）ホームページに掲載します。

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

検索



各種回答・申請は、メールでも可能です。上記ホームページから様式をダウンロードし、各資料に掲載しているメールアドレスへ送付をお願いいたします。

令和8年度

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会

第一部



案1-1  
(第1号議案)

(第8号様式)

令和7年度 事業報告書

	事業名・内容	期 日 期 間	参 加 人 数
運 営 事 業 に 関 わ る	・地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会	5月28日	約100人
	・地域防災拠点運営費助成	8月1日	-
	・地域防災拠点運営委員会の開催(各拠点)	4～3月	-
	・地域防災拠点運営訓練(41拠点)	6～3月	約7,100人
管 理 事 業 に 関 わ る	・地域防災拠点資機材点検	10月	-

【参考】青葉区における地域防災拠点に関わる事業・活動

事業名・活動内容	期 日 期 間	参 加 人 数
・資機材取扱い集合訓練(全2回)	10月4日、18日	22人
・災害時地域定点診療拠点に対する訓練 (1) 各地域定点診療拠点訓練(全4回) (2) 令和7年度青葉区災害時通信訓練	(1) 11月9日 11月16日 1月18日 1月25日 (2) 10月5日	(1)約250人 (2)160人
・防災資機材・備蓄品の配備、更新 (1) 備蓄水・食料等の更新(全拠点) (2) コット・パーティション等の拡充物品(希望した拠点)	8月～3月	-

案1-2  
(第1号議案)

(第9号様式)

令和7年度 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	増▲減	説明
横浜市助成金	4,800,000	4,800,000	0	120,000円×40拠点
雑収入	0	837	837	利息
収入合計額	4,800,000	4,800,837	837	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	決算額	増▲減	説明	
拠点活動費	運営・備品購入費	4,760,000	4,715,200	44,800	<内訳> ・運営・備品購入費 (拠点への助成金交付額) 3,668,000円 【参考】拠点交付額の状況 80,000円：28拠点 119,000円：12拠点 ・資機材点検費 1,047,200円 (28拠点)
	資機材点検費				
事務費	40,000	40,880	▲ 880	振込手数料等	
助成金残(戻入)	0	▲ 58,659	58,659	榎が丘小、藤が丘小、鴨志田第一小	
助成金残市への返還	0	103,416	▲ 103,416		
支出合計額	4,800,000	4,800,837	837		

(第10号様式)

令和8年5月20日

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長           関根 宏一       様

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事           鳥屋尾 彰      

監 事           蕪木 泉      

監 査 報 告 書

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和7年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日  
   令和8年5月20日
  
- 2 監査対象期間  
   令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
  
- 3 監査事項  
   関係帳簿、通帳等
  
- 4 監査の結果及び意見  
   いずれも適正かつ正確に執行されていることを認めます。



令和8年度  
青葉区地域防災拠点運営委員会  
連絡協議会 役員名簿 (案)

役職	拠点名等	氏名
会長	奈良の丘小学校	関根 宏一
副会長	田奈小学校	久保田 実
副会長	青葉区役所	鈴木 康介
監事	荏田西小学校	鳥屋尾 彰
監事	東市ヶ尾小学校	蕪木 泉



(案)

(第2号様式)

令和8年度 事業計画書

	事業名・内容	期 日 期 間
運 営 事 業 に 関 わ る	・地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会	5月
	・地域防災拠点運営費助成	7月
	・地域防災拠点運営委員会の開催(各拠点)	4月～3月
	・地域防災拠点運営訓練(各拠点)	4月～3月
管 理 事 業 に 関 わ る	・防災資機材点検	8月～3月

【参考】青葉区における地域防災拠点に関わる事業・活動

事業名・活動内容	期 日 期 間
・地域防災拠点新任運営委員向け集合研修(全2回)	10月～11月
・災害時地域定点診療拠点に対する訓練 地域防災拠点と医療関係者による災害時地域定点診療の開設運営に関する訓練	4月～3月
・防災資機材・備蓄品の配備、更新 備蓄水・食料等の更新(全拠点) 燃料の更新(希望する拠点)	7月～3月

案3-2  
(第3号議案)

(第3号様式)

(案)

令和8年度 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増▲減	説明
横浜市助成金	4,800,000	4,800,000	0	@12万円×40拠点
合計	4,800,000	4,800,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増▲減	説明
拠点活動費	4,760,000	4,760,000	0	運営・備品購入費、 資機材点検費等
事務費	40,000	40,000	0	振込手数料、 通信運搬費等
合計	4,800,000	4,800,000	0	

令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局

**令和8年度地域防災拠点運営委員会への地域防災活動奨励助成金の交付について（通知）**

日頃から青葉区の防災事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度においても、地域防災拠点運営委員会の自主的な活動を奨励し、災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うために、「令和8年度地域防災拠点運営訓練実施計画」を提出していただいた拠点に対し、横浜市地域防災活動奨励助成金（以下、「助成金」という。）を交付します。

**1 助成金の交付額****1 拠点あたり 80,000円**（令和7年度と同額）**【参考】**横浜市地域防災活動奨励助成金について

市から青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会に対して、毎年1拠点あたり120,000円の助成金が交付されています。各地域防災拠点資機材点検委託費及び事務費として40,000円を事務局でお預かりし、残り80,000円を各拠点運営委員会に交付します。

**2 提出書類**

令和8年度 助成金口座振込依頼書（別紙1）

**3 提出期限****令和8年7月6日（月）****4 提出方法**

電子メール、郵送等で下記担当まで御提出をお願いします。

**5 資機材点検を独自に実施できる拠点について**

事務費分を差し引いた金額（119,000円）を交付しますので、上記2の提出書類と併せて申出書（別紙2）を御提出ください。

資機材点検の項目については、令和7年度と同様の内容（参考資料②「令和7年度資機材点検様式」を参照）を実施していただく予定です。

**6 その他**

助成金の取扱いについては、参考資料①「地域防災活動奨励助成金の取扱いについて」をご確認ください。

**【事務局・問い合わせ先】**

青葉区役所総務課防災担当 田仲、小高、黒岩

電話：045-978-2213

メール:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

## 令和 8 年度 助成金口座振込依頼書

記入日 令和 8 年 月 日

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会  
事務局長

運営委員会： 小・中 学校

委員長： ㊟ (※)

助成金振込口座について、以下のとおり報告します。

金融機関名	_____	銀行・信用金庫・農協
	_____	支店・出張所・支所
口座科目	普通・当座	(いずれかに○を記してください。)
口座番号	_____	
口座名義 (フリガナもご記入下さい。)	_____	
	_____	

※ 口座名義人が委員長と異なる場合は、以下に署名・押印してください。  
上記口座に当該補助金を振り込みください。

委員長氏名： \_\_\_\_\_ ㊟

(※) 委員長と振込先の口座名義人が同一の場合は、押印の省略が可能です。

【提出先】青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局 (青葉区総務課)

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区総務課防災担当 宛

【提出期限】 令和 8 年 7 月 6 日 (月)

令和8年 月 日

## 申出書

当拠点、令和8年度の資機材点検を地域防災拠点で独自に実施し、点検結果を報告します。よって、事務局が一括で行う資機材点検については希望しません。

運営委員会 : 小・中 学校

委員長氏名 : \_\_\_\_\_

**【提出先】** 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局

(青葉区総務課)

〈メール〉 [ao-bosai@city.yokohama.lg.jp](mailto:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp)

〈郵送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4

青葉区総務課防災担当 宛

**【提出期限】** 令和8年7月6日 (月)

## 地域防災活動奨励助成金の取扱いについて

今年度も、各拠点へ助成金（原則 80,000 円）を交付いたします。  
7月下旬～8月上旬に事務局から各地域防災拠点へ振込をいたします。

### 1 助成金の対象

助成金の対象となる期間は、当年度の令和8年4月1日から翌年度の令和9年3月31日までの支出が対象となります。

助成金の繰越しや積立て、分割購入は一切できません。また、「予備費」は支出に含まれません（具体的な用途が分からないため）。

助成金対象となる支出が交付金額（原則 80,000 円、独自に資機材点検を行う場合は 119,000 円）を超えない場合は、残額分の助成金は返還していただきます。残額が出るのがわかり次第、青葉区総務課へ御連絡ください。

### 2 領収書について

1件 10万円以上の支出があった場合は、領収書のコピーの提出が必要になります。

なお、10万円以下の支出についても領収書は、年度終了後5年間保存していただきますようお願いします。

防災備蓄庫点検報告書1（備蓄庫）

学校名	_____ 学校
点検日	機材点検を独自に実施できる拠点で、 申出書（別紙2）を御提出いただいた場合は、 令和8年度様式を後日お送りします。
点検者	
立会者	
_____	

■備蓄倉庫点検

場所	点検結果	備考
外観・内装 （損傷の有無等）	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり（異常ありの場合の箇所と状況）	
ドア・鍵 （ドアストッパー・施錠 の状況等）	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり（異常ありの場合の箇所と状況）	
備蓄庫用懐中電灯	<input type="checkbox"/> 点灯 <input type="checkbox"/> 点灯せず（不良状況）	
その他	（特記事項）	

■備蓄倉庫鍵の管理状況

	氏 名	連絡先
備蓄倉庫鍵の保有者		

【期限】 令和8年1月9日(金)必着

【報告先】 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局（青葉区総務課）

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区総務課防災担当 宛

防災備蓄庫点検報告書2（資機材機能点検表）

正常：○ 異常：×

品名	点検項目		点検結果等（特記事項）					
			1台	2台	3台	4台	5台	6台
ガソリン式 発電機	発電機の製造番号							
	点検 清掃	周波数切替スイッチの確認（50Hz）						
		エンジンオイルの点検						
		エアクリーナーの点検						
	正常 作動	エンジンの始動						
		燃料・オイルの漏れ						
		操作レバー、スイッチ類						
		運転音その他正常作動（出カランプの確認）						
	燃料の抜き取り							
付属カバーによる収納								
ガス式 発電機	周波数切替スイッチの確認（50Hz）							
	エンジンオイルの点検							
	エアクリーナーの点検							
	運転音その他正常作動（出力表示灯の確認）							
投光機	灯体の作動（点灯・消灯）確認							
ハンドマイク	拡声作動確認							
	サイレン作動確認							
	乾電池抜き取り（液漏れ電池廃棄）							
炊飯 機器	発電機部	発電機と同じ						
	灯油 バーナー ユニット	エア抜きの確認						
		リセットスイッチ作動確認						
		各部の目視確認						
	灯油タンク	燃料（灯油）の抜き取り						
	点火確認							
付属カバーによる収納								
LED ランタン	外観点検							
	手回し充電による点灯確認							
	電池による点灯確認							

令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

**令和8年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・拡充配備の実施  
及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）**

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

**1 各拠点の備蓄品の更新等について（提出期限：令和8年7月6日（月））**

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。

**(1) 配送・回収する備蓄品及び対象拠点**

別紙1「8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

**(2) 賞味期限切れの備蓄品の回収**

例年、前年度の訓練で配布しきれなかった分など、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

誤配布の原因ともなってしまうため、賞味期限切れの備蓄品（地域防災課配備品に限る）が残置されている拠点におかれましては、**回答様式1**に回収を希望する品目名及び箱数を記入いただき、**令和8年7月6日（月）までに、青葉区防災担当までご提出をお願いします。**

**※ 誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておくようお願いします。**

**2 備蓄品の有効活用について（提出期限：令和8年7月6日（月））**

更新を行う備蓄品のうち、対象品目については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。ご報告いただいた有効活用分の数量は拠点に残置します。

**※ 賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。**

**(1) 有効活用可能な備蓄品及び賞味期限**

別紙2「有効活用可能な備蓄品一覧」のとおり

**(2) 有効活用希望数等の報告**

**回答様式2**に「有効活用希望数」及び「有効活用（配布）予定日」を記入いただき、**令和8年7月6日（月）までに、青葉区防災担当までご提出をお願いします。**

### (3) 留意事項

有効活用する場合は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。過去に、期限切れの備蓄品を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

### 3 拡充する備蓄品の配備について（提出いただくものはございません。）

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。詳細は、別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」をご参照ください。

なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

### 4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について（提出期限：令和9年3月5日（金））

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、賞味期限切れ備蓄品の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。

#### (1) 賞味期限の確認の徹底

配布を行う拠点訓練等の準備日及び当日は、回答様式3「備蓄品チェックシート」を活用し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。

#### (2) 備蓄品残数の報告

配布前に備蓄品の残数を記入いただいた回答様式3は、配布終了後、令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出をお願いいたします。

### 5 回答先（回答様式1～3）

電子メールまたは郵送等で青葉区総務課防災担当までご提出をお願いいたします。

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵 送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区総務課防災担当 宛

### 6 添付資料

(1) 依頼文別紙1～4

(2) 回答様式1～3

担当：青葉区総務課防災担当

電話：045-978-2213

E-mail:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

【令和8年度】8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧

別紙1

〈配送する備蓄品〉

種類	品目	外箱のラベル色	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に青葉区総務課防災担当を通じてご案内予定です。			
食料	① 保存パン	【茶】	全拠点
	② おかゆ		
	③ クラッカー		
	④ ライスクッキー		
	⑤ スープ	【黒】	
	⑥ 粉ミルク	【青】	
	⑦ 液体ミルク		
生活用品	⑧ 簡易防犯カメラ 【所管：市民局地域防犯支援課】	/	美しが丘西小学校、黒須田小学校、あかね台中学校を除く全拠点
	⑬ トイレバック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		

〈回収する備蓄品〉

種類	品目	製造・納入年度 【外箱のラベル色】	回収対象の拠点	有効活用の可否
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に青葉区総務課防災担当を通じてご案内予定です。				
飲食物	① 保存パン	2021(令和3)年度 【赤】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
	② おかゆ			
	③ クラッカー			
	④ ライスクッキー			
	⑤ スープ	2022(令和4)年度 【青】		
	⑥ 飲料水(水缶)	2020(令和2)年度 【緑】		
	⑦ 粉ミルク	2025(令和7)年度 【赤】		
	⑧ 液体ミルク			
	⑨ アルコール消毒液	2020(令和2)年度		
生活用品	⑭ トイレバック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	2011(平成23)年度	美しが丘西小学校、黒須田小学校、あかね台中学校を除く全拠点	不可
その他	⑯ 賞味期限切れの備蓄品	/	該当拠点のみ	

品目	賞味期限	製造・納入年度	有効活用可能な最大箱数
※有効活用する際は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。			
① 保存パン(赤ラベル) 	2027 (令和9)年 1月	2021 (令和3)年度	10箱 (20缶/箱)
② おかゆ (赤ラベル) 			5箱 (20袋/箱)
③ クラッカー (赤ラベル) 			3箱 (70袋/箱)
④ ライスクッキー (赤ラベル) 			1箱 (20個/箱)
⑤ スープ (青ラベル) 	2027 (令和9)年 6月	2022 (令和4)年度	2箱 (45袋/箱)
⑥ 飲料水 (水缶) (緑ラベル) 	2027 (令和9)年 12月	2020 (令和2)年度	22箱 (24缶/箱)

【令和8年度】1～3月頃に配送する備蓄品

別紙3

種類	品目	配送対象の拠点
<p>※箱数等の詳細は、12月～1月頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。</p> <p>※飲料水は更新分もアルミボトルに切り替えるため、更新分と拡充分をまとめて1～3月頃にかけて配送予定です。</p>		
飲食料	① 飲料水（アルミボトル）	全拠点
	② レトルト玄米食品	
	③ 栄養補助食品（栄養補助ゼリー）	
生活用品	④ 身体ふき兼おしりふきシート	
	⑤ 歯みがきシート	
	⑥ エアマット	
資機材	⑦ 「災害時の資源とごみの分け方・出し方」ポスター 【所管：資源循環局業務課】	

【令和8年度】備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙 4

品目	2026(令和8)年							2027(令和9)年			
	5月 中旬 下旬	6月 上旬 中旬 下旬	7月 上旬 中旬 下旬	8月 上旬 中旬 下旬	9月 上旬 中旬 下旬	10月 上旬 中旬 下旬	11月 上旬 中旬 下旬	12月 上旬 中旬 下旬	1月 上旬 中旬 下旬	2月 上旬 中旬 下旬	3月 上旬 中旬 下旬
備蓄品の更新 (配送・回収)					【実施期間】 8月中旬から9月末まで						
備蓄品の 有効活用・残数報告		【調査期間】 備蓄品の更新・有効活用 7月6日(月)まで									
拡充備蓄品 の配送										【実施期間】 1月頃から3月末まで	

## 回答様式 1

賞味期限切れの備蓄品の回収希望がある場合は、下表に記入してください。

回収希望品目名等 (※横浜市地域防災課配備品に限る)	回収希望数 (箱単位でない場合は 「個」等の単位でご記入ください)
例) 保存パン (賞味期限: 2025年 1月)	2箱

## 回答様式 2

備蓄品の ①有効活用希望数 と ②有効活用予定日 をご記入ください。

### ①有効活用 (訓練等での配布) 希望数

①保存パン (上限10箱)	②おかゆ (上限5箱)	③クラッカー (上限3箱)	④ライスクッキー (上限1箱)	⑤スープ (上限2箱)	⑥飲料水(水缶) (上限22箱)
_____ (箱)	_____ (箱)	_____ (箱)	_____ (箱)	_____ (箱)	_____ (箱)

※ 有効活用を希望しない場合は、「0」とご記入ください。

※ 未記入の場合は、有効活用を希望しないものとして集計させていただきます。

※ 有効活用希望数を除いた分を、8～9月頃に回収します。

### ②有効活用 (配布) 予定日

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

### 【回答担当者】

\_\_\_\_\_ 地域防災拠点運営委員会 担当者氏名: \_\_\_\_\_

【期限】 令和8年7月6日(月)

【報告先】 青葉区総務課防災担当

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵 送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区総務課防災担当 宛

# 備蓄品配布チェックシート 【保存パン／1箱20缶入り】

回答様式3-①

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	10	5	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	5	
例	11月1日	5	4箱 +バラ15缶	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5缶
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※

本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください

# 備蓄品配布チェックシート 【おかゆ／1箱20袋入り】

回答様式3-②

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	5	3	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※

本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください

# 備蓄品配布チェックシート 【クラッカー／1箱70袋入り】

回答様式3-③

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	3	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	1 +バラ65袋	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**

**本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください**

# 備蓄品配布チェックシート 【ライスクッキー／1箱20個入り】

回答様式3-④

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	1	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**

**本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください**

# 備蓄品配布チェックシート 【スープ／1箱45袋入り】

回答様式3-⑤

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	2	1	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	1	
例	11月1日	1	バラ40袋	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**

**本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください**

# 備蓄品配布チェックシート 【飲料水（水缶）／1箱24本入り】

回答様式3-⑥

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	22	20	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**

**本チェックシートは、配布終了後、  
令和9年3月5日（金）までに青葉区防災担当までご提出ください**



令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

**青葉区地域防災拠点における燃料等の配備・回収について（依頼）**

日頃から青葉区の防災事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点に配備されている燃料等（ガソリン・ガスボンベ・エンジンオイル・灯油）については、各燃料を使用する資機材（発電機・炊飯資機材等）が配備された際に併せて配備をされたものです。しかし、一部の地域防災拠点運営委員会からは、配備後相当期間が経過した現在の燃料等の更新について御要望をいただくこともあります。

そこで、今年度は青葉区の地域防災拠点に対して以下のとおり燃料等の配備・回収を行いますので、配備・回収希望調査にご協力くださいますようお願いいたします。

**1 燃料の配備について****(1) 配備対象となる燃料等と配備量**

ア ガソリン（保存期間3年）

配備量：4リットル（1リットル缶×4本）

イ ガスボンベ（保存期間7～8年）

配備量：12本（1缶250グラム×12本）

ウ エンジンオイル（保存期間3年）

配備量：2リットル（1リットル缶×2本）

エ 灯油（保存期間3年）

配備量：10リットル（1リットル缶×10本）

※灯油は小学校のみ対象です。

**(2) 配備の時期**

令和8年12月までの配備を予定しています。

**2 燃料等の回収について****(1) 回収対象となる燃料等**

ア ガソリン

イ エンジンオイル

ウ 灯油（小学校のみ）

※ガスボンベについては、ガスを完全に抜き切るなどの処置を行い家庭ごみとして処理をお願いいたします。

**(2) 回収の時期**

燃料の配備完了後に別途回収を行います。詳細な時期は、決定次第別途お知らせいたします。

### 3 配備・回収希望数の回答について

別紙1「配備・回収希望数回答票」にそれぞれ希望数を記入し、回答をお願いいたします。

※配備・回収を希望しない場合も、その旨ご回答をお願いいたします。

〈回答期限〉 令和8年7月6日(月)

〈回答提出先〉青葉区総務課防災担当

メール：ao-bosai@city.yokohama.jp

郵 送：〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区総務課防災担当宛

### 4 その他

配備数や配備時期等は、世界情勢による原油流通量の状況等により変更となる可能性があります。

#### 【問合せ先】

青葉区総務課防災担当 田仲、小高、黒岩

電 話：045-978-2213

メール：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

## 燃料等の配備・回収希望数回答票

### 1 燃料等の《配備》について

拠点への配備の希望有無をご回答ください。

品目	配備量	配備希望の有無 (どちらかに○を付けてください)
ガソリン	4リットル (1リットル缶×4本)	希望する ・ 希望しない
ガスボンベ	12本 (1缶250グラム×12本)	希望する ・ 希望しない
エンジンオイル	2リットル (1リットル缶×2本)	希望する ・ 希望しない
灯油 (※小学校のみ対象)	10リットル (1リットル缶×10本)	希望する ・ 希望しない

### 2 燃料等の《回収》について

拠点からの回収を希望する量と保存状況をご回答ください。

品目	回収希望量	保存状況に関する備考 (例：1リットル缶×○本、 携行缶で保管等)
ガソリン	_____ (リットル)	
エンジンオイル	_____ (リットル)	
灯油 (※小学校のみ対象)	_____ (リットル)	

※回収を希望しない場合は「0」と記入してください。

### 3 回答担当者

\_\_\_\_\_ 地域防災拠点運営委員会 担当者氏名： \_\_\_\_\_

【期限】 令和8年7月6日(月)

【報告先】 青葉区総務課防災担当

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵 送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地4 青葉区総務課防災担当 宛



令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員会

委員長 各位

青葉区総務課防災担当

## 地域防災拠点新任運営委員集合研修の実施について（依頼）

地域防災拠点に配備されている資機材については、各拠点において取扱訓練を実施していただいておりますが、運営委員の交代等により、資機材に触れたことがない、取り扱いに自信がないという不安を抱える運営委員の方も多くいるというお声も一部の拠点からいただいております。

これを踏まえ、令和8年度は運営委員としての経験が浅い方を対象に、ハマッコトイレの取り扱いに関する集合研修を実施します。

つきましては、各拠点運営委員会において対象となる運営委員の方への呼びかけをしていただき、参加希望者がいらっしゃる場合は**7月31日（金）まで**にお申し込みください。

## 1 研修概要

ハマッコトイレの取り扱い（上屋の組み立て、ポンプを使用した送水等）を実施します。以下の2回のうち、どちらかにご参加ください。（訓練内容はどちらも同じです。）

実施回	日時	会場・アクセス
第1回	令和8年10月17日（土） 9時30分～12時00分	【会場】あざみ野中学校（青葉区あざみ野1-29-1） 【アクセス】 〈電車〉あざみ野駅下車 徒歩12分 〈バス〉あざみ野駅からあざみ野二丁目下車 徒歩5分
第2回	令和8年11月14日（土） 9時30分～12時00分	【会場】もえぎ野小学校（青葉区もえぎ野16） 【アクセス】 〈電車〉藤が丘駅下車 徒歩10分 青葉台駅下車 徒歩12分 〈バス〉藤が丘駅からもえぎ野公園下車 徒歩5分

※どちらの学校もプールは地上に設置、マンホールは埋設型です。

## 2 対象者

(1) 今年度、初めて地域防災拠点運営委員になった方

(2) 以前から運営委員であったものの、資機材取り扱いの経験が浅く自信が無い方

※申込者多数の際には、可能な限り多くの拠点の方にご参加いただけるよう調整を行う場合があります。

## 3 講師（予定）

横浜防災ライセンス青葉連絡会

## 4 持ち物

手袋（軍手等）、各自必要と思われるもの（飲み物、タオル等）

## 5 参加申込

各拠点運営委員会での参加希望者を取りまとめ、別紙1「参加申込書」をご提出ください。

### (1) 申込先

青葉区総務課防災担当

〈メール〉 [ao-bosai@city.yokohama.jp](mailto:ao-bosai@city.yokohama.jp)

〈郵送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区総務課防災担当宛

### (2) 申込期限

**令和8年7月31日(金)まで**

※メール又は郵送でご提出ください。

## 6 その他

(1) 研修会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関でお越しください。

(2) 資機材取り扱いに適した動きやすい服装でご参加ください。

(3) 荒天等により訓練を中止する場合は、当日8時までに青葉区ホームページでお知らせします。

担当 青葉区総務課防災担当

田仲、小高、黒岩

電話 978-2213

メール [ao-bosai@city.yokohama.lg.jp](mailto:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp)

## 地域防災拠点新任運営委員集合研修 参加申込書

以下の運営委員について、参加を申し込みします。

### 1 研修参加者

	フリガナ	運営委員 経験年数 (○年目)	参加希望回	
	氏名		参加希望回の( )に○を付けてください	
1		— 年目	( ) 第1回 10月17日(土)	( ) 第2回 11月14日(土)
2		— 年目	( ) 第1回 10月17日(土)	( ) 第2回 11月14日(土)
3		— 年目	( ) 第1回 10月17日(土)	( ) 第2回 11月14日(土)

### 2 申込担当者

\_\_\_\_\_ 地域防災拠点運営委員会 担当 : \_\_\_\_\_

【期限】 令和8年7月31日(金)

【報告先】 青葉区総務課防災担当

〈メール〉 ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

〈郵送〉 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地4

青葉区総務課防災担当 宛



令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正に向けた  
アンケート調査へのご協力をお願い（依頼）

日頃より横浜市防災行政の推進にご理解と多大なご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱2-施策1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため「地域防災拠点開設・運営マニュアル」（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行うことといたしました。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施させていただき、地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見をはじめ、拠点運営の実情や課題を踏まえ改正作業を行ってまいります。

つきましては、お手数おかけしてしまいますが、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力をお願い

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査への回答をお願いいたします。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答  
右記の二次元コードから回答をお願いします。



【回答期限】：令和8年8月18日（火）まで

2 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和8年5月	令和8年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和8年7～8月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和8年8～11月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和8年12～1月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和8年2～3月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和9年5～6月頃	令和9年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和9年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

### 3 添付資料

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査回答票

- ※ 「1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力のお願い」でのご案内のとおり、アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、添付のアンケート調査様式をご活用いただき、下記連絡先までご提出ください。

【問合せ先】青葉区総務課防災担当

電 話：045-978-2213

E-mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた  
拠点運営委員会向けアンケート調査

## 回答票

回答期限

令和8年8月18日（火）まで

回答拠点名：青葉区

学校地域防災拠点

～はじめに～

## アンケート調査の趣旨・目的

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略」に基づき、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を図るため、体制等の見直しを進めていくこととしています。

この取組の一環として、災害発生時において、より実効性の高い避難所運営体制を確保するため、『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』（以下「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行います。

本マニュアルの改正にあたっては、日頃より拠点運営にご尽力いただいている拠点運営委員会の皆様のご意見に加え、皆様が日頃感じておられる拠点運営上の課題や地域の実情を把握し、改正内容に反映させることが重要であると考えています。

地域防災拠点を取り巻く環境や担い手の状況の変化を踏まえ、別紙の考え方のとおり拠点運営マニュアルの改正を考えております。ついては、アンケートを通じて、ご意見・ご提案をお伺いします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、アンケートへのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

**【回答方法】**：横浜市電子申請・届出システムにより回答  
右記の二次元コードから回答をお願いします。



※アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、本アンケート調査様式をご活用いただき、青葉区総務課防災担当までご提出ください。

本ページ以降が回答いただく設問になります。

問 1

以下の「地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方」や「別紙」の考え方に基づいて、拠点運営マニュアルの内容を見直すという全体的な方向性について、どのようにお考えになりますか。

いずれかの選択肢に○をつけてください。

- 1 とても良いと思う
- 2 良いと思う
- 3 どちらかといえば良いと思う
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば良いと思わない
- 6 良いと思わない
- 7 全く良いと思わない

## 地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、本市ではこの地震を貴重な教訓とし、「行政にとって最も大切なのは、市民の生命と財産の安全を確保すること」という信念にもとづき、実践的な観点から地震対策を見直してきました。

平成7年4月、最初に実施した見直しが震災時避難場所の指定です。さらに、同年から震災時避難場所に指定された小中学校に防災備蓄庫を整備し、救助活動に必要な資機材のほか、乾パン、水缶詰等の食料を配備するなど、避難所としての機能に加え、情報受伝達や物資備蓄などの機能を持つ「地域防災拠点」としての整備を開始しました。

以降、現在までに計459カ所の地域防災拠点を整備するに至りました。

この地域防災拠点は、発足当初こそ上述の役割を果たす拠点として整備されてきましたが、一方で、近年の他都市での災害や社会的要請の変化等を踏まえると、地域防災拠点には、従来の役割に加え、要配慮者への対応、多様な避難ニーズへの配慮、長期化する避難生活への備えなど、より幅広く、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。また、地域防災の担い手不足や高齢化などにより、拠点運営を取り巻く環境も発足当時から大きく変化してきています。

本市としては、このような社会環境の変化や国の指針等を踏まえ、地域防災拠点を改めて「①避難所」、「②物資集配」、「③情報受伝達」の3つの機能を持つ拠点として位置付け、本アンケート等により地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見を踏まえながら、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を行っていきます。

## 『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正内容（案）について

整理番号	該当ページ マニュアル	現マニュアルにおける 改正対象となる 編名称、小項目名称	改正内容	考え方
1	P7	3. 開設準備編 「トイレ対策」	トイレ対策については、スフィア基準※の考え方を踏まえ、女性用と男性用の設置割合を3:1とすることを明記  ※スフィア基準：災害時に被災者の尊厳や安全に配慮した支援を行うための国際的な最低生活基準	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、スフィア基準の考え方を踏まえて、不足事項を追記する必要がある。
2	P19	4. 開設編 「救出救助活動」	役割整理について、救出救助活動を整理し、拠点の主任務を救護支援へ移行	地域防災拠点は、当初は救助資機材を整備し救助活動も担ってきたが、安全管理上の課題があるとともに、アンケート結果から資機材の不要性も明らかになり、運営環境は大きく変化している。 このため、今後は避難所運営を中心とした体制へ見直し、応急手当、健康・衛生管理の巡回、要援護者への個別支援など、救護支援を重視した役割への移行が必要である。
3	P21	4. 開設編 「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「要援護者への対応」	配慮すべき事項として、男女等ニーズの違い、妊産婦・乳幼児、子ども、高齢者、外国人、障がい者、食物アレルギー保有者の項目を整理	地震防災戦略「柱2施策3配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援」に定める取組事項や、国の指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、配慮事項の充実を図り、体系的に整理した上でマニュアルに位置づける必要がある。
4	P23	4. 開設編 「区割りの実施」	スペース区割りについて、スフィア基準の考え方を踏まえて、必要な生活スペース2㎡から3.5㎡へ修正	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されたことを踏まえ、スフィア基準の考え方にに基づき、適正な数値へ修正する必要がある。
5	P25	4. 開設編 「ペット対策」	ペット対策は運営上必要な内容に絞り簡素化	事前の備えについては、「災害時のペット対策ガイドライン」（医療局動物愛護センター）で補完しつつ、避難所運営上必要な項目を整理・精査することが求められる。
6	P36	5. 運営編 「防犯対策～パトロールの実施」	新規導入する防犯カメラに関する項目追加	地震防災戦略「柱2施策1避難所環境の向上」に定める取組事項を踏まえ、避難所生活における防犯対策の向上をマニュアルに位置づける必要がある。
7	P57	7. 訓練編 「実践型訓練」「図上訓練」	本市や他都市の訓練に関する奏功事例を紹介	地震防災戦略「柱1施策1防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）」に定める取組事項を踏まえ、多様な意見やニーズを反映し、地域の実情に応じた実効性のある訓練を確保する必要がある。
8	P72 P79	8. 様式集 「様式第8号」「様式第15号」	「救出が必要とされる者に関する情報票（様式第8号）」、「避難者カード（兼 安否確認票）（様式第15号）」の記載項目等の整理	避難所運営に重点を置いた体制への見直しに伴う所要の整理および拠点運営に必要な避難者情報を整理する必要がある。
9	P87	9. データ集 「地域防災拠点の備蓄品」	地域防災拠点の備蓄品（一拠点あたりの配備数量）の時点更新	地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧を時点更新する必要がある。
10	新規	10. 参考資料 「参考資料」	各種内容を補完する関連資料を一覧化し、リンクにより参照できるように整理	文内容の理解および運用を補完するため、関連資料を一覧化し、リンクにより参照性を高める必要がある。

問 2

問 1 の回答を選択した理由をご記入ください。  
(自由記述)

問3 そのほか拠点運営マニュアルに関してお気づきの点やご意見等がございましたら、ご記入ください。(自由記述)

アンケートはこれで以上となります。お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

**【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課**

電 話：045-671-2011

E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

※現行の『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』については下記をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikitaisaku/manual/uncimanyuaru.html>

右記の二次元コードからもご覧いただけます。





令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局青葉事務所長

### 発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の 設置場所に関する調査について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点（以下、「拠点」という。）が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局事務所（以下、「事務所」という。）が担います。

拠点開設時において円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時のうちから拠点のごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

#### 1 ごみ集積場所の設置場所に関する調査

拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りいたします。調査票の図面に設置場所等の必要事項を記載のうえ、Eメール、郵送等の方法により、ご返送ください。なお、集積場所の位置が分かる資料がすでにある場合は、その資料についても添付いただけると幸いです。

※ごみ集積場所とは、ごみをまとめて出していただく場所（1か所）になります

【返送先】メール：資源循環局青葉事務所 [sj-aobaj@city.yokohama.lg.jp](mailto:sj-aobaj@city.yokohama.lg.jp)

郵送：〒225 - 0024 青葉区市ケ尾町 2039 - 1

持参：資源循環局青葉事務所 又は 区役所総務課防災担当

※ご提出しやすいいずれかの方法でご返送ください。

【返送期限】令和8年10月31日（土）

裏面あり

## 2 ごみ集積場所の設置場所の調整

### <ごみ集積場所の設置を決める際のポイント>

- ・分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか  
※なるべく公道に近い場所に設置することをご検討ください。
- ・収集作業が安全かつスムーズに行えるか  
※収集車の大きさ…全長：約5.4m、全幅：約1.9m、全高：約2.4m

学校側とも調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いいたします。

ご回答いただきました場所での収集が難しい場合など、運営委員の皆さまに確認させていただきたい事項が生じた際には、改めてご連絡させていただく場合がございます。その際には、お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

## 3 配布資料

- (1) 調査票
- (2) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋） … 参考
- (3) 災害時の資源とごみの分け方・出し方（チラシ） … 参考

### 【担当】

資源循環局青葉事務所 細井・西嶋

TEL：975-0025

FAX：975-0028

[sj-aobaj@city.yokohama.lg.jp](mailto:sj-aobaj@city.yokohama.lg.jp)

# 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【金沢区区割り訓練】

運営委員だけが頑張り過ぎないように！

拠点の生活は避難者全員が協力することが大切です。

令和5年9月  
総務局危機管理室

### 「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるよう、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所（1か所）をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

#### ◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品（在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等）は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



# 災害時の 資源とごみの分け方・出し方

災害時は一度に大量の「片付けごみ(災害廃棄物)」が発生します。  
被災した建築物で発生する「片付けごみ」、  
日々の生活から発生する「生活ごみ」、  
それぞれを分けてお出してください。

収集開始時期や  
仮置場の設置場所などは  
市のホームページやSNS、  
地域防災拠点の掲示板等  
でお知らせします！



## 生活ごみ(避難所ごみ)



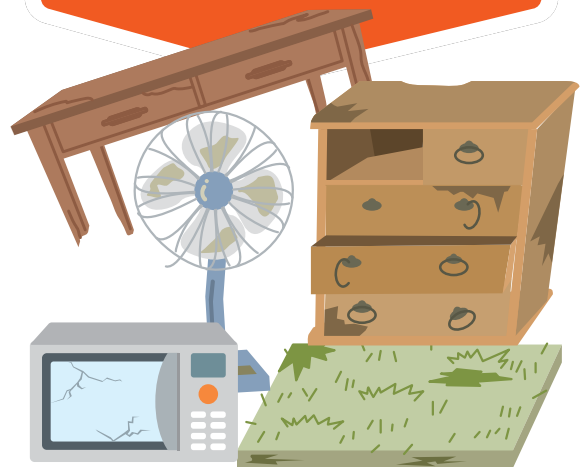
いつもと同じ分別ルールで  
集積場所に排出

(地域防災拠点の場合は  
拠点ごとに定める場所)



横浜市資源循環局 マスコット「イーオ・ミーオ」

## 片付けごみ



分別区分・排出方法に  
ついては

裏面へ

いち早く復旧・復興するためにご理解とご協力をお願いします。

## 片付けごみの分別区分

### 廃家電

冷蔵庫、電子レンジ、扇風機、照明器具、その他の家電製品



冷蔵庫の中身は生活ごみへ



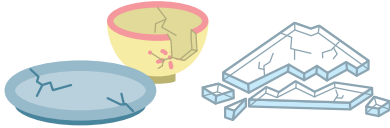
### 可燃性ごみ

食器棚、タンス、テーブル、ソファなど



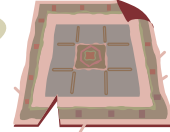
### 不燃性ごみ

割れた食器類、割れガラスなど



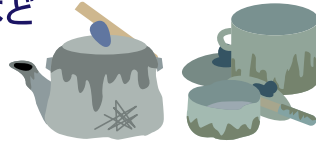
### 布団類

布団、マットレス、じゅうたんなど



### 金属くず

金物類、金属片など



### 畳



## 片付けごみの排出場所

交通の妨げにならない場所に排出

集積場所には**絶対**に出さないでください!

災害廃棄物の「仮置場」※への持込み

※「仮置場」とは、災害廃棄物を一時的に保管する場所のことです。



### ⚠️ 片付けごみも集積場所に出すと・・・

作業員が分別を行いながら、収集車に積み込むため撤去作業の長期化や生活ごみの腐敗による悪臭や害虫が発生するなど、公衆衛生上の問題が懸念されます。



### ⚠️ これらのものは出さないでください!

- 有害性や危険性があるもの(灯油、消火器、バッテリー、薬品、農薬、タイヤ、中身の入ったスプレー缶など)
- 災害と関係なく発生したごみ(工事などで出たごみ、既に不要になっていたごみなど)
- 横浜市外から出たごみ
- その他処理困難物

お問合せ先 横浜市資源循環局 各事務所



# 令和8年度 災害時ペット対策について

今年度の災害時ペット対策は、以下の項目についてご協力をお願いします。

1

## ペット一時飼育場所や開設支援キットを活用した同行避難訓練について

昨年度までに全ての拠点で、ペット一時飼育場所の設定が完了しました。また、設営に必要な一時飼育場所開設支援キットも全ての拠点に配備されていますので、これらを活用した同行避難訓練の実施についてご検討ください。

訓練の実施方法など詳細については、横浜市動物愛護センターのホームページに情報を掲載しています。ご不明な点がございましたら、生活衛生課までご相談ください。

なお、ご自身の拠点における取組の参考として、災害時ペット対策が進んでいる黒須田小学校の訓練(11/15)をご見学いただけるよう調整を進めています。詳細は9月ごろお知らせする予定です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/disaster.html>



2

## 一時飼育場所設営に必要な資機材の配布(希望制)

全拠点に「一時飼育場所開設支援キット」を配備済ですが、区役所が配備していない物品や、数が不足する可能性のある物があれば、各拠点の希望に応じて横浜市動物愛護センターが追加で配備します(詳細は別紙、先着順)。

なお、昨年度申込済の拠点(通知文に記載)は対象外です。



すでに全拠点で配備している資機材の内容

ビニールロープ	ハサミ	
トラロープ	ボールペン	
養生用テープ	黒マジック	
バインダー	カッターナイフ	
ブルーシート	鉛筆	など
ポリ袋	ダブルクリップ	
ぞうきん	LEDランタン	
結束バンド		

申込期間:令和8年8月3日~9月4日 申込先:横浜市動物愛護センター

### 3 同室避難場所設定拠点への支援(希望制:モデル事業)

飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所(※)」の設定を希望する拠点に対して、モデル事業として横浜市動物愛護センターが支援します。注意点など詳細については別紙をご覧ください。

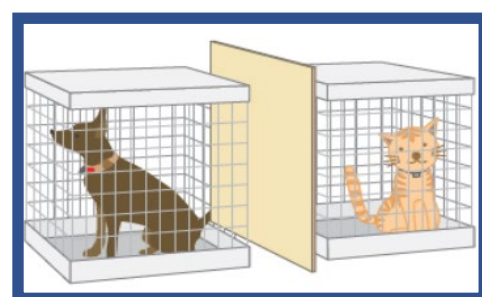
※ 同室避難とは、「拠点等の避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすこと」と本市で定義しました。

相談窓口: 区役所生活衛生課 又は 横浜市動物愛護センター

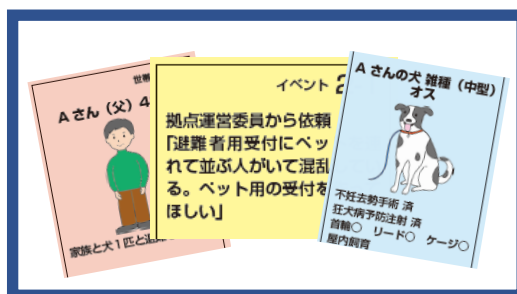
#### その他の事項

以下の取組についても、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

- ・ 飼育ルールの設定
- ・ 飼い主同士の協力体制  
(例: 飼い主の会結成)



- ・ 避難所運営ゲーム  
(HUG横浜市ペット版)



実施の際は、物品等の貸出が可能ですので、生活衛生課までご相談ください

実施内容についてご不明な点がございましたら、区役所生活衛生課にご相談ください。

担当 青葉区生活衛生課 電話:045-978-2465 メール:ao-eisei@city.yokohama.lg.jp

各地域防災拠点運営委員の皆様

青葉区生活衛生課  
青葉区総務課

### 地域防災拠点におけるペット防災対策の実施について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

震災時において、避難が必要な状況にも関わらず避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ避難ができず、危険な在宅に留まり被害を受けたケースなども報告されています。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまうケースなど、混乱が生じた状況がありました。

拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

以前から依頼しているペット一時飼育場所については、すべての拠点で設定が完了しました。今後は、これらを活用した同行避難訓練等の実施についてご検討いただくようお願いします。

なお、令和7年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しておりますのでご利用ください。

#### 1 ペット一時飼育場所や開設支援キットを活用した同行避難訓練について（全拠点向け）

全拠点で一時飼育場所の設定及び開設支援キットの配備が完了しています。これらを活用した同行避難訓練の実施についてご検討ください。訓練の実施方法など詳細については、横浜市動物愛護センターのホームページに情報を掲載しています。ご不明な点がございましたら区役所生活衛生課までご相談ください。

なお、ご自身の拠点における取組の参考として、災害時ペット対策が進んでいる黒須田小学校の訓練（11/15）をご見学いただける調整を進めています。詳細は9月ごろお知らせする予定です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/disaster.html>



#### 2 ペット一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付（昨年度から継続：希望制）

一時飼育場所の設定を促進するため、必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」（別紙1）でご確認ください。

なお、昨年度申込済の下記9拠点は対象外となりますのでご了承ください。

新石川小学校、鴨志田緑小学校、嶮山小学校、美しが丘西小学校、みたけ台小学校、山内小学校、市ヶ尾小学校、美しが丘東小学校、あざみの第二小学校

### 3 同室避難場所設定希望拠点への支援（昨年度から継続：希望制）

能登半島地震の事例を受け、「横浜市地震防災戦略」において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点においても、飼い主とペットの避難場所として、同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

詳細は、「同室避難場所モデル事業の実施について」（別紙2）をご確認ください。

### 4 その他

引き続き、飼育ルールの設定、同行避難訓練の実施、飼い主同士の協力体制の構築（例：飼い主の会結成）等についても取組を進めていただきますようお願いいたします。また、地域防災拠点へのペット同行避難があった際の対応についてシミュレーションできる図上訓練（避難所運営ゲーム：HUG）も実施可能です。物品の貸出等、詳細については区役所生活衛生課までご相談ください。

### 5 災害時ペット対策に係るアンケート結果 （別紙3）

令和7年度に実施したアンケート結果をとりまとめましたので、共有させていただきます。

### 6 資料掲載場所

ペット防災対策や本通知に関連する資料は、市ホームページにも掲載していますので、以下の URL 又は二次元コードからアクセスしてご参照ください。なお、別紙や資料の番号は、本通知と異なりますのでご注意ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/  
pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/kyoten\\_pet.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/kyoten_pet.html)



担当 青葉区生活衛生課 TEL 978-2465  
青葉区総務課 TEL 978-2213

## 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について

(令和8年度)

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和8年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

### 1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和7年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

### 2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること  
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること  
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）  
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。  
(詳細は「6」を参照してください。)

### 3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

### 4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

#### (1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間 (先着順)

令和8年8月3日から令和8年9月4日まで (郵送の場合、期間終了日の消印まで有効)

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びFAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

ア 郵送 (郵送料は各自負担)

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書 (令和8年度)」(以下「申込書」という。)を郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

[ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

ウ FAX (通信料は各自負担)

以下の宛先に申込書を送信してください。

FAX番号: 045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和8年12月以降 (予定)

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円 (上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧 (兼 計算表)」に掲載した額 (=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額) とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際にご協力をお願いします。

## 8 留意事項等

### (1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

### (2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

### (3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和7年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

### (4) 次年度（令和9年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

### (5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

## 9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）（提出様式）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

## 10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail [ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

**一時飼育場所設定用資機材** ※写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

**1.3.5 ワンタッチタープテント①②③**

センターロック式サイドフレーム強化版(スチール) サイドシート2枚付

+ オプション:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート:別途希望可)

1: (3m×3m)



3: (2.5m×2.5m)



・一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)



※ 高さは3段階で調整可能

(折りたたみ時:各サイズ共通)



(サイドシート展開時)  
※ 4枚付で購入



2.4.6  
専用グランドシート  
※ 折りたたみ時



(参考商品URL)

<https://fieldoor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

**7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)**

・一時飼育場所雨除け用



サイドシート4枚付

**8.9 消臭機能付ごみ箱 (ペール缶)**

7 テラモト おむつペール 45L



・容量:約42L

・一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



・容量:約14L

・一時飼育場所用ごみ箱



・UV遮蔽率99.2%(UPF50+) ・耐水圧:2000mm  
・大雨時及び強雨時の長時間使用は非推奨

**一時飼育場所設定用資機材** ※写真はイメージです（必ずしも同一の製品とは限りません）

**10～13 ブルーシート**



・雨除け、仕切り、テントサイドシート等

・サイズは4種類  
・重さ(約)150g/㎡

**14 マルチウェイト(注水式)**

・シート等の重し  
・6リットル



**17 トラロープ**



・人との動線区分用等  
・サイズは1種類  
・太さ:約7.5mm  
・長さ:50m

**15.16 雨除けビニールシート①②**



・一時飼育場所雨除け用等  
・半透明、メッシュ構造  
・紫外線遮断  
・自然光取り入れ

**20 ロープテンショナー**



・人との動線区分用等  
・サイズは1種類  
・ロープの太さ(推奨):6-9mm

**18.19 丸形ロープ止め①②**



・人との動線区分用等  
・長さは2サイズ(45cmと60cm)  
・ユニクロメッキ  
・20本セット

**21 ランタン**

・一時飼育場所用照明

USB-A ⇒ C ケーブル1本付属

ソーラーパネルを搭載  
内蔵バッテリーの充電に対応

最大2000lm  
明るさ3段階  
(最大200時間)

バッテリー内蔵 4400mAh

スマホなどUSB機器の充電に対応

単一電池4本に対応

USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

**22～24 ペット用ソフトケージ**

・一時飼育場所配備用(予備)



**25 物置(ベンチストッカー)**

・ペット用資機材保管専用



・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。  
・平常時は、ベンチとして活用することができます。  
・組立は30分～1時間程度(1人～2人で可)

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）

横浜市動物愛護センター 宛

（提出様式）

【郵送・FAX・電子メール】

（宛先は通知文でご確認ください）

拠点名

No.	資機材名	数量	単価	金額
1	ワンタッチタープテント①（3m×3m）		45,000	
2	ワンタッチタープテント①（3m）専用グランドシート		5,000	
3	ワンタッチタープテント②（2.5m×2.5m）		40,000	
4	ワンタッチタープテント②（2.5m）専用グランドシート		5,000	
5	ワンタッチタープテント③（2m×2m）		35,000	
6	ワンタッチタープテント③（2m）専用グランドシート		5,000	
7	ワンタッチタープテント④（特大：3m×6m）		80,000	
8	消臭機能付ごみ箱① 45L		8,000	
9	消臭機能付ごみ箱② 14L		6,000	
10	ブルーシート① 3.6m×5.4m（約12畳）		8,000	
11	ブルーシート② 3.6m×3.6m（約8畳）		6,000	
12	ブルーシート③ 3.6m×2.7m（約6畳）		4,000	
13	ブルーシート④ 2.7m×1.8m（約3畳）		3,000	
14	マルチウェイト（注水式6ℓ）		1,000	
15	雨除けビニールシート① 3m×3m		3,000	
16	雨除けビニールシート② 2m×2m		3,000	
17	トラロープ 太さ 9mm～10mm×50m		3,000	
18	丸形ロープ止め① 12×450mm×20本		12,000	
19	丸形ロープ止め② 12×600mm×20本		15,000	
20	ロープテンショナー		2,000	
21	ランタン		7,000	
22	折りたたみソフトケージ（L）		8,000	
23	折りたたみソフトケージ（M）		6,000	
24	折りたたみソフトケージ（S）		5,000	
25	物置（ベンチストッカー）		30,000	
※ No.2・4・6は単体では希望できません（1/3/5とセットで希望）			合計額	

（上限：10万円）

配送場所 （施設名等）	拠点・拠点以外（ ）		
配送場所 （住所）	横浜市 区		
受取代表者 氏名		受取代表者 連絡先(TEL)	
メールアドレス			
受取可能 （曜日）	月・火・水・木・金	※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。 ※ 納品時には立会いが必要となります。	
受取可能 （時間帯）	午前 ・ 午後	※ 土日祝日の配送指定はできません。 ※ 詳細な時間指定はできません。	



## 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）について

(令和8年度)

能登半島地震の事例を受け、新たな地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ順次設定していくことになりました。拠点において、飼い主とペットの避難場所として同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

同室避難場所を設けることで、ペットと共に避難される方の選択肢が広がり、より安心・安全な受け入れ体制を整えることができます。

なお、検討にあたっては、人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要になります。また、地域内で合意形成が必須となります。

モデル事業の詳細は以下のとおりです。

### 1 対象

同室避難場所の設定を検討されている地域防災拠点（任意）

### 2 支援内容

- (1) 同室避難場所設定に向けたご相談
- (2) 同室避難場所設定済地域防災拠点担当者等へのご紹介
- (3) 設定希望場所における衛生面の確保と、人とペットの動線区分に関する助言
- (4) 設定決定後の同室避難場所用資機材の配付（30万円まで、1回のみ）  
（資機材を動物愛護センターや区で保管することはできません。）

### 3 対象資機材

同室避難場所の設定が正式に決まった後、設置場所にあわせて相談のうえ決定します。（随時）同室避難場所用の資機材かつ上限金額の範囲内であれば自由に選んでいただけます。

### 4 その他

地域防災拠点内だけでなく、拠点近隣の別の場所に設定を希望される場合もご相談を承ります。

### 5 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4

TEL : 045-471-2111、FAX : 045-471-2133、メール : [ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

## 災害時ペット対策に係るアンケート(実施期間:令和7年5月~7月)

(回答率:134拠点/459拠点 29.2%)

## I 一時飼育場所について

① 一時飼育場所の設定状況 (R7.10月設定率:84.3%)	回答数	134	1.設定	115	85.8%
			2.未設定	19	14.2%

- ② 設定場所
- ほとんどが屋外に設定
- ・校庭・グラウンド (33拠点)
  - ・飼育小屋 (21拠点)
  - ・校舎周辺 (校舎脇・裏など) (16拠点)
  - ・その他、体育館周辺、ピロティ、中庭、プール周辺、駐車場等

※屋内 (と思われるものを含む) 件数 5件  
校舎内、武道場、格技場通路など

③ 飼育ルールを定めているか	回答数	116	1.定めている	25	21.6%
			2.現在検討中	48	41.4%
			3.定めていない	43	37.1%

④ 一時飼育場所の設定にあたり 困っている (いた) こと	回答数	124	1.ない	13	10.5%
			2.ある	111	89.5%

↓「ある」の内訳 (複数選択あり)

ア.場所確保	43	34.7%
イ.資機材不足	65	52.4%
ウ.衛生面	75	60.5%
エ.住民理解	27	21.8%
オ.その他	48	38.7%

- オ.その他 (主な意見)
- ・ルール作り・周知・運営体制の不安 (10件)
  - ・季節 (夏の暑さ、冬の寒さ) / 荒天時対応 (6件)
  - ・アレルギー / 臭気 / 鳴き声などへの配慮 (4件)

- (特筆すべきもの)
- ・学校で飼育しているウサギへのストレス懸念
  - ・自治会内に動物病院がないため紹介希望
  - ・設定場所がマンション隣接で不安

## II 同室避難について

① 同室避難場所は必要だと思うか	回答数	130	1.必要	86	66.2%
			2.不要	44	33.8%

- 1.必要な理由 (主な意見)
- ・ペットは家族同然、精神的支え・安心 (31拠点)
  - ・希望者、飼育世帯が多い (5拠点)
  - ・飼い主と離れられない (分離恐怖症) (3拠点)
  - ・同室の方がケア、管理がしやすい (2拠点)

- (特筆すべきもの)
- ・車中避難の準備・啓発を促す意見
  - ・在宅避難を勧めたいとする意見

## 2.不要な理由

- ・スペース不足・場所確保が困難（7拠点）
- ・衛生面・アレルギーの問題（3拠点）
- ・人を優先すべき（2拠点）
- ・鳴き声・においの問題（1拠点）
- ・学校再開や運営上の困難（1拠点）

## ② 必要である場合、 設置場所はどこが適切

回答数	<b>82</b>	1.拠点	<b>38</b>	<b>46.3%</b>
		2.拠点以外	<b>27</b>	32.9%
		3.両方必要	<b>17</b>	20.7%

- 1.拠点 (主な意見) ・近くが安心（5拠点）  
 ・管理、運営がしやすい（4拠点）  
 ・救援物資の配布、連絡面で拠点が適切（3拠点）
- 2.拠点以外 (主な意見) ・非飼育者の理解、アレルギー配慮（7拠点）  
 ・拠点にはスペースがない（3拠点）  
 ・学校再開、混乱回避（3拠点）
- 3.両方必要 (主な意見) ・条件次第でどこでもよい（3拠点）  
 ・拠点は短期間のみ、長期の場合は専門施設がよい（2拠点）  
 ・拠点が良いが不足、複数の場所が必要（2拠点）
- (特筆すべきもの) ・拠点近くの公園／商業施設駐車場／空き教室などの活用  
 ・学校は早期再開が必要で、拠点内も必要だが難しい

## ③ あなたの地域防災拠点に、同室避難場所を設置できるスペースはあるか

回答数	<b>123</b>	1.ある	<b>29</b>	23.6%
		2.ない	<b>78</b>	<b>63.4%</b>
		3.その他	<b>16</b>	13.0%

- 3.その他 (主な意見) ・教室の使用可否／学校の理解が必要（6拠点）  
 ・個人持込テント／屋外（公園・駐車場等）での対応（3拠点）  
 ・未検討、状況次第で設置を検討（4拠点）

## 【参考】 地域防災拠点の状況

	4年度	5年度	6年度	R7.10月
一時飼育場所設定	176	219	377	387
(全459拠点中)	38.3%	47.7%	82.1%	84.3%
同行避難訓練実施	82	104	118	121
(全459拠点中)	17.9%	22.7%	25.7%	26.4%
飼育ルール策定	57	88	99	109
(全459拠点中)	12.4%	19.2%	21.6%	23.7%
飼い主の会結成	12	15	15	17
(全459拠点中)	2.6%	3.3%	3.3%	3.7%

CITY OF YOKOHAMA

# 青葉区の災害時医療体制と 災害時地域定点診療拠点について

青葉区役所 福祉保健課 事業企画担当

令和8年5月26日

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

## 目次

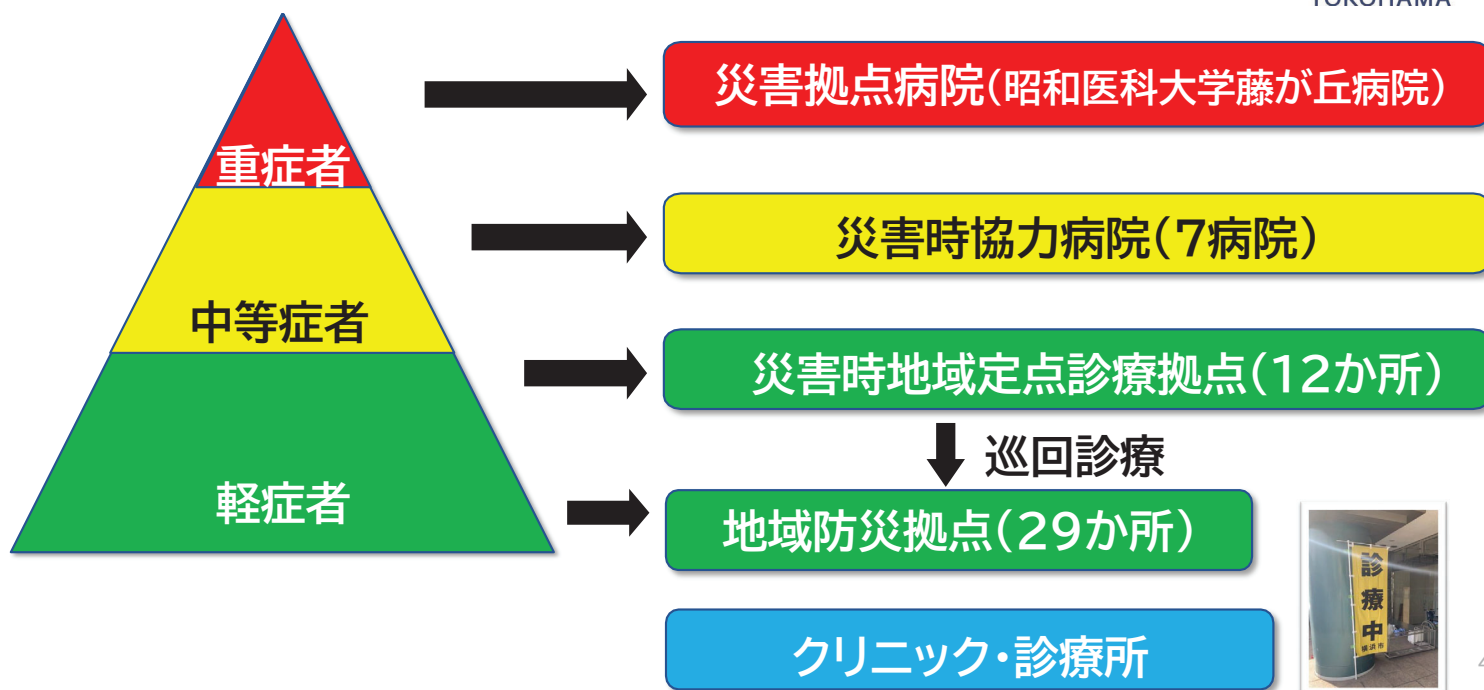
- 1 青葉区の災害時医療体制について
- 2 災害時地域定点診療拠点について
- 3 体制構築に向けた訓練について

## 目次

- 1 青葉区の災害時医療体制について
- 2 災害時地域定点診療拠点について
- 3 体制構築に向けた訓練について

3

## 青葉区の災害時医療体制



4

## 災害拠点病院

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA



### 昭和医科大学藤が丘病院

青葉区内で発生した**赤(重症)**患者の受け入れを行う

また、全国各地から来るDMATの参集場所となり、支援を必要とする病院へDMATを送り込む役割を担う



5

## 災害時協力病院(7病院)

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

青葉区内で発生した**黄(中等症)**患者の受け入れを行う



横浜総合病院



市ヶ尾病院



江田記念病院



青葉さわい病院



横浜新都市脳神経外科病院



たちばな台病院



緑協和病院

6

## 目次

- 1 青葉区の災害時医療体制について
- 2 災害時地域定点診療拠点について
- 3 体制構築に向けた訓練について

7

### 災害時地域定点診療拠点とは

区内41か所の地域防災拠点(避難所)のうち  
12か所に「災害時地域定点診療拠点」を開設

#### 【開設基準】

区内で震度6弱以上の  
地震が観測された時に開設

#### 【拠点で行うこと】

- ・ 医師が負傷者のトリアージを行う
- ・ 医師が軽症者の診療
- ・ 中等症者・重症者の搬送先調整
- ・ 他の地域防災拠点へ巡回診療



8

# 巡回診療先一覧

地域定点診療拠点	チーム数	巡回診療先①	巡回診療先②	巡回診療先③
①奈良小学校	1	奈良の丘小	奈良中	恩田小
②田奈小学校	2	榎が丘小 あかね台中		
③鴨志田緑小学校	1	鴨志田第一小		
④みたけ台中学校	1	みたけ台小	鉄小	
⑤青葉台中学校	2	もえぎ野小 青葉台小	桂小	
⑥谷本中学校	1	藤が丘小	つつじが丘小	さつきが丘小
⑦荏田西小学校	2	東市ヶ尾小 谷本小	荏田小 緑が丘中	
⑧あざみ野第二小学校	2	あざみ野第一小 市ヶ尾小	黒須田小	
⑨あざみ野中学校	2	山内中 山内小	新石川小	
⑩嶮山小学校	1	すすき野小	荏子田小	
⑪元石川小学校	1	美しが丘西小		
⑫美しが丘小学校	2	美しが丘東小 美しが丘中		

# 青葉区の災害時医療体制(全体イメージ)



## 目次

- 1 青葉区の災害時医療体制について
- 2 災害時地域定点診療拠点について
- 3 体制構築に向けた訓練について

11

## 訓練の様子①

### ～地域定点診療拠点 実地訓練～

地域防災拠点運営委員会・地域住民、医療関係者、区役所が実際に防災拠点で開設・トリアージ・診療・搬送先調整・巡回診療の訓練を実施



トリアージの実施



軽症例(緑)は一か所に待機



中等症・重症例の搬送までの診療や観察

12

## 訓練の様子②

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ～地域定点診療拠点 実地訓練～



図書室に設置された診療室



多職種が連携して診療にあたる



13

## 訓練の様子③

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ～地域定点診療拠点 実地訓練～

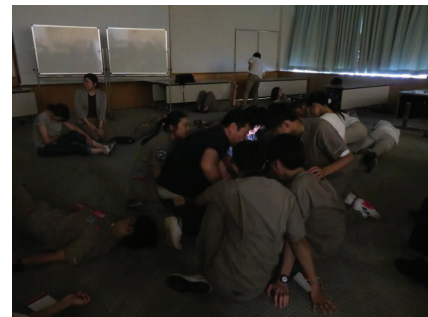


近隣の防災拠点からデジタル無線で要請があった際には医療器材を持ち、  
医師、薬剤師、看護師をはじめとする多職種で巡回診療を行う  
防災拠点までの道路事情などについては自治会の協力が重要

14

## 訓練の様子④

### ～青葉区災害時トリアージ実地訓練～



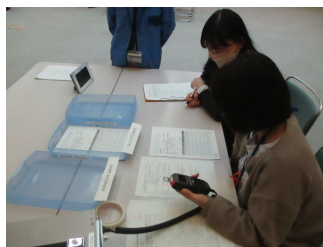
区役所、医療関係者(医師会など)、日本体育大学が  
年1回、大規模災害現場におけるトリアージのシミュレーション訓練を実施

(※)トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることです。

15

## 訓練の様子⑤

### ～青葉区災害時通信訓練～



区役所、災害拠点病院、複数の災害時協力病院及び地域定点診療拠点が合同で、  
トリアージ後の患者搬送調整にかかる通信訓練を実施。

### ～災害時地域医療検討部会～

災害時地域医療体制の普及活動や各種訓練の情報共有等を目的として、月に1回開催  
出席者：四師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会)、非常通信協力会、区役所など

16

## 【 報告 】

# ～第13回 市民公開講演会 青葉区医師会地域医療を語る会～ 「知っておきたい！青葉区における災害医療体制のすべて」

青葉区の災害医療体制と平時からの備えについて講座を実施

講師：日本体育大学 教授 鈴木 健介氏  
たちばな台クリニック 院長 山崎 継敬氏

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

第13回 市民公開講演会「地域医療を語る会」  
青葉区医師会  
知っておきたい！  
青葉区における災害医療体制のすべて

2026年 3月28日(土) 14:00～15:30

青葉公会堂 青葉区庁舎31-4  
先着200名程度限定！  
定額券期間保存用紙のしほりを配布します

先着500名(事前登録はございません) **無料**

プログラム

14:00	開会
14:05～14:15	青葉区からのお知らせ
14:15～14:45	講演① 鈴木 健介先生 能登半島地震から見た「災害時の情報管理」 ～私たちが平時に備えるべきこと～
14:45～15:10	講演② 山崎 継敬先生 正しい行動が命を守る！ ～青葉区災害医療体制と医療連携が支える安心のしくみ～
15:10～15:30	質疑応答＆ディスカッション

講師：鈴木 健介氏  
日本体育大学 保健医療学部 救急医療学  
教授

講師：山崎 継敬氏  
医療法人社団 一徳会 たちばな台クリニック  
院長

中止の場合は青葉区医師会HPに掲載いたします。  
<https://www.yokohama-ardokai-med.com/>

問い合わせ先：青葉区医師会事務局 TEL：045-511-7281 主催/青葉区医師会 後援/青葉区役所

当日の様子はこちらでご覧いただけます。

[www.youtube.com/@横浜市青葉区医師会](https://www.youtube.com/@横浜市青葉区医師会)

YouTubeチャンネル「横浜市青葉区医師会」  
で検索

## 定点診療拠点開設訓練 見学のご案内

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

- ・ 日時：令和8年7月5日（日）9時～12時30分
- ・ 場所：元石川小学校

見学をご希望の方は、事前にご連絡をお願いいたします。

連絡先：青葉区役所 福祉保健課 事業企画担当

電話 978-2436

※なお、希望者多数の場合は、人数の都合上、  
定点診療拠点となる地域の方を優先とさせていただきます。

## 終わりに

地域定点診療拠点の訓練について  
ご要望やご質問がある場合は、福祉保健課 事業企画担当まで  
お気軽にお問い合わせください。

**ご清聴ありがとうございました。**

# 防災訓練実施のご案内

水道局青葉水道事務所

震災時であっても水を確保することは不可欠です。

このため、現在水道局では、水道施設の耐震化（公助）を進めつつ、地域防災拠点訓練等の中で、地域の皆様に自助・共助の取組の推進をお願いしています。

災害時の水の確保のために、次の2つの訓練等を実施いたしますので、地域防災拠点訓練の企画・検討の参考としてくださいますようお願いいたします。

## 実施内容

### 1 災害時の水に関する説明（所要時間：10～15分程度）

「地震で水が出なくなったら…？」をテーマに、災害時の水についてお話させていただきます。すべての地域防災拠点が対象となりますが、緊急給水栓が設置されている場所では、この施設を使った応急給水の訓練も可能ですので、お気軽にお声がけください。

### 2 災害用地下給水タンク組み立て訓練

災害用地下給水タンクは、災害時には地域の方々によって蛇口等を組み立てて、給水していただくものです。いざという時に組み立てられるよう、実技訓練等を行います。

（対象）青葉区内で災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

青葉台中学校・あざみ野中学校・市ヶ尾小学校・美しが丘小学校・荇田西小学校・恩田小学校・鉄小学校・嶮山小学校・奈良小学校・谷本小学校（全10校）

（1）《少人数向け》 防災拠点運営委員会委員又は発災時に応急給水を担当される地域住民の方々（10人程度）に、応急給水装置の組み立てや操作など実技訓練を行います。

（所要時間：30～45分程度）

（2）《大人数向け》 全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方（5人程度）に組立作業を体験していただきます。

（所要時間：15～20分程度）

## お申込み・お問い合わせは…

別紙「防災訓練申込書」により、地域防災拠点参与（各拠点担当区役所責任職）経由で水道局青葉水道事務所にお申し込みください。

### 【問い合わせ先】

水道局青葉水道事務所 事務係

電話：045-974-2331 FAX：045-974-3127

メール：[su-aobasuidou@city.yokohama.lg.jp](mailto:su-aobasuidou@city.yokohama.lg.jp)



水道局キャラクター  
はまビョン

<水道局からのお願い>

1人1日3リットル×3日分以上の飲料水備蓄をお願いします。

横浜市水道局 青葉水道事務所 事務係 あて  
(FAX 045-974-3127)

令和 年 月 日

## 防災訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

地域防災拠点名： \_\_\_\_\_

運営委員会委員長名： \_\_\_\_\_

区役所参与名： \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 係

区役所参与連絡先： ☎ \_\_\_\_\_

訓練実施日	令和 年 月 日 ( )
訓練時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分
参加予定人数	名

※実施日時が決まり次第、早め（1か月前まで）にご連絡をお願いします。また、実施日時が複数の防災拠点訓練と重なる場合には、調整させていただくことがあります。

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	1 災害時の水に関する説明
<input type="checkbox"/>	2-(1) ≪少人数向け≫災害用地下給水タンク組立て訓練
<input type="checkbox"/>	2-(2) ≪大人数向け≫災害用地下給水タンク組立て訓練

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

# 横浜 防災 ライセンス 青葉連絡会



はまっこトイレ



発電機



災害用地下給水タンク



移動式炊飯器



いつ起こるか分からない災害  
非常時にその資機材、ちゃんと扱えますか？

## 横浜防災ライセンス青葉連絡会 とは

会員相互の連携のもとに地域防災拠点運営委員会との連携強化を図り、資機材取扱技術の維持及び向上を目的として活動しています。地域防災拠点から要望があれば訓練支援を実施しています。



横浜防災ライセンス青葉連絡会

検索 🔍

## 横浜防災ライセンス事業

市民の防災力向上を目的として、横浜市が独自に認定する防災に関する知識・技能の普及啓発制度です。地域防災拠点の訓練等で資機材の取扱い方法の指導を行う指導員や生活資機材取扱いリーダーの育成を行っています。



まずは資機材取扱いリーダーになろう！

事業の詳細・講習会の日程は市ホームページから

横浜市 防災ライセンス

検索 🔍



問い合わせ先

横浜防災ライセンス青葉連絡会

副会長: 政野 ☎ 090-8455-6036

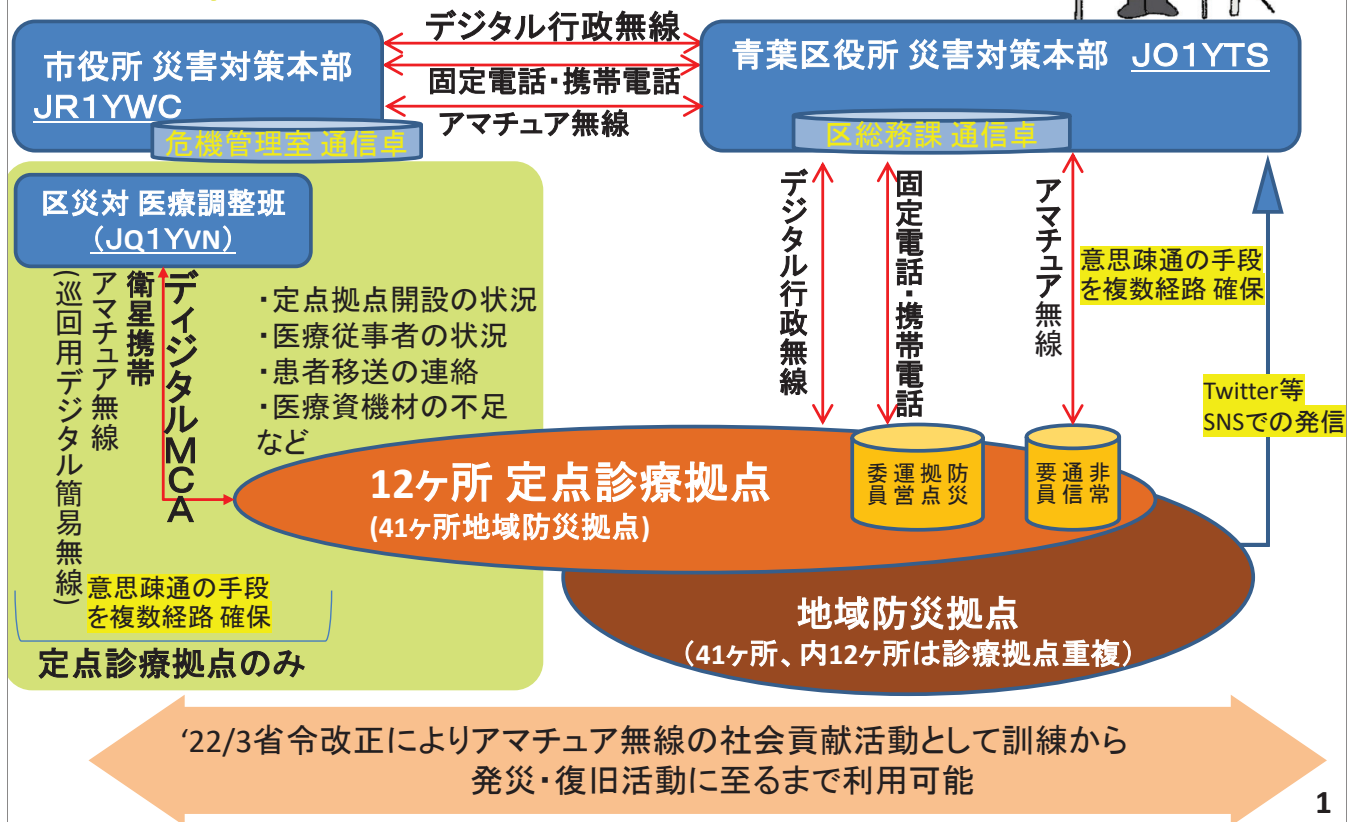
✉ masanomobile@a01.itscom.net

事務局: 青葉区総務課庶務係 ☎ 045-978-2213





## ～青葉区における発災時通信網～



## 横浜市アマチュア無線非常通信協力会の活動

【横浜市と非常通信協力会 本部との協定上の活動目的】  
「横浜市における発災時の情報収集および伝達」

### 災害発生時の活動

- ◆区役所(区災対本部)、青葉区ボランティアセンタ、青葉区医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会などとの通信路の設定
- ◆各地域防災(医療)拠点での通信設備(防災デジタル無線、デジタルMCA、デジタル簡易無線、災害時公衆電話など)運用支援・補助

### 平時の活動など (下記のような活動の結果も地域拠点運営委員会に還元します)

- ◆防災訓練への参加。市役所⇄青葉区役所間のアマチュア無線通信確認
- ◆拠点に配備されているアンテナ・ケーブル等の点検・確認
- ◆防災拠点での通信設備の使い方、通信方法全般のサポート
- ◆無線での呼び出し訓練 (毎回20名以上参加) 毎週土曜日21:00～438.34 MHz FM(無線局免許ある方参加してみてください！ 歓迎します)
- ◆五師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会、柔道整復師会)との連携・訓練実施  
横浜青葉メディカル無線クラブ(医療従事者の無線クラブ)との平時・有事連携

令和3年3月10日の省令改正で、アマチュア無線の社会貢献活動が定義され、訓練から発災、復旧まで継続して利用可能になりました。

●災害ボランティアでの活用

非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)



●ボランティア活動での活用

●地域活動での活用(国等の施策)



## 防災拠点皆様へのお願い

◆青葉区支部員数 : 97名(令和8年4月末現在)

→ まだ全拠点に支部員配置できていません。

41防災拠点+区役所+ボランティアセンタ+医療施設・・・

まだ10以上の拠点で定常的に訓練が出来ていません。

アマチュア無線技士の免許のある地域住民の皆様のご協力をお願いします。

**「拠点にいらっしゃるアマチュア無線家の方をご紹介ください」**

◆発災時を想定した、**区役所-防災拠点間の情報伝達訓練の実施**

◆平時からの、**地域防災拠点委員会への参画**

皆様の拠点でぜひご一緒に活動させてください。

本件に関するお問い合わせは

支部長 陸川 均 [info-aoba-ares@ue-chan.com](mailto:info-aoba-ares@ue-chan.com)

ホームページのURLは“青葉区 非常通信”で検索

<https://aobaares.web.fc2.com/>

または、区役所総務課庶務係防災担当 までお願いします。

非常通信協力会青葉区支部  
贈 横浜市青葉区医師会

令和8年度

青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会

その他配布資料



青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、青葉区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、青葉区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の会長又は会長の指名する者及び区行政関係者を委員として組織する。

- 2 協議会に顧問を置き、青葉区長をもって充てる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

- 2 役員は、委員の互選によって定める。

3 役員任期は、1年とする。ただし、任期終了後も後任者の決定までは引き続き在任する。なお、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。

- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とし、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は会長が招集する。

- 3 総会の議事は、出席会員（郵送等での書面表決含む）の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市の助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、青葉区総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成8年6月7日から施行する。

(附則)

この会則は、平成9年5月13日から施行する。

(附則)

この会則は、平成20年6月27日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年6月26日から施行する。

令和8年度 青葉区防災参与

No.	拠点名	参与		地区 担当課長	定点 診療拠点
		氏名	補職		
1	鉄小学校	杉田 あゆみ	子ども家庭支援課 子育て支援担当係長	①	
2	谷本小学校	入間田 浩子	地域振興課 地域力推進担当係長	⑤	
3	田奈小学校	市川 友美	福祉保健課 健康づくり係長	⑥	○
4	山内小学校	宗像 献	地域振興課 資源化推進担当係長	⑩	
5	奈良小学校	岩崎 雄二郎	総務課 予算調整係長	⑧⑨	○
6	つつじが丘小学校	漆原 亜紀	生活支援課 生活支援担当係長	⑦	
7	美しが丘小学校	鈴木 昇	税務課 家屋担当係長	⑮	○
8	青葉台小学校	石井 淳	高齢・障害支援課 介護保険担当係長	⑦	
9	榎が丘小学校	山本 麻依子	高齢・障害支援課 地域包括ケア推進担当係長	⑥	
10	旧すすき野小学校	藤代 涼介	区政推進課 まちづくり調整担当係長	⑭	
11	もえぎ野小学校	鈴木 毅史	高齢・障害支援課 高齢・障害事務係長	④	
12	元石川小学校	橋口 猛	福祉保健課 事業企画担当係長	⑩	○
13	藤が丘小学校	山本 哲郎	青葉土木事務所 管理係長	⑤	
14	みたけ台小学校	梶木 城太郎	戸籍課 戸籍担当係長	⑦	
15	美しが丘東小学校	酒井 洋	区会計室 会計係長	⑮	
16	市ヶ尾小学校	松澤 直大	総務課 庶務係長	③	
17	あざみ野第一小学校	門倉 優貴	総務課 統計選挙係長	⑩	
18	嶮山小学校	中島 知香子	高齢・障害支援課 高齢者支援担当係長	⑭	○
19	東市ヶ尾小学校	三枝木 武	子ども家庭支援課 担当係長	③	
20	鴨志田第一小学校	山下 功	生活支援課 生活支援担当係長	②	
21	あざみ野第二小学校	小森 武信	生活支援課 生活支援係長	⑪	○
22	鴨志田緑小学校	生井 智規	税務課 土地担当係長	②	○
23	荇子田小学校	石井 健二	子ども家庭支援課 子ども家庭係長	⑭	
24	恩田小学校	古屋 彩香	子ども家庭支援課 担当係長	⑥	
25	新石川小学校	古川 順一	青葉土木事務所 下水道・公園係長	⑩	
26	さつきが丘小学校	吉橋 栄吉	生活衛生課 環境衛生担当係長	⑦	
27	荇田西小学校	小川 渓子	区政推進課 広報相談係長	⑫	○
28	桂小学校	小島 由花	保険年金課 給付担当係長	⑥	
29	奈良の丘小学校	柴田 勇氣	区政推進課 企画調整係長	⑧	
30	美しが丘西小学校	星 晟雅	生活衛生課 食品衛生担当係長	⑩	
31	山内中学校	中村 豊	税務課 収納担当係長	⑩	
32	谷本中学校	小田 成一郎	保険年金課 国民年金係長	⑤	○
33	青葉台中学校	三原 和真	福祉保健課 運営企画係長	⑦	○
34	みたけ台中学校	豊倉 麗子	地域振興課 スポーツ・施設担当係長	④	○
35	美しが丘中学校	小森 ゆき子	地域振興課 地域活動係長	⑮	
36	緑が丘中学校	渡辺 弥美	高齢・障害支援課 障害者支援担当係長	⑤	
37	奈良中学校	川村 幸弘	保険年金課 保険係長	⑧	
38	あざみ野中学校	朝比奈 宏明	子ども家庭支援課 保育担当係長	⑩	○
39	黒須田小学校	野田頭 由佳	地域振興課 文化・コミュニティ係長	①	
40	あかね台中学校	原田 理江	税務課 市民税担当係長	⑥	
41	荇田小学校	向坪 亮	税務課 収納担当係長	⑬	

※地区担当課長

- ①中里連合：佐藤 吏里（学校連携・子ども担当課長）
- ②中里北部連合：中角 実男（生活衛生課長）
- ③市ヶ尾連合：入江 淳一郎（税務課長）
- ④上谷本連合：花摘 梢子（戸籍課長）
- ⑤谷本連合：藤本 恵子（子ども家庭支援課長）
- ⑥恩田連合：松本 美穂（地域振興課長）
- ⑦青葉台連合：岩田 純子（区政推進課長）
- ⑧奈良町連合：大河原 晶子（資源化推進担当課長）
- ⑨奈良北団地連合：武井 友子（高齢・障害支援課長）
- ⑩山内連合：岸田 純也（福祉保健課長）
- ⑪荇田連合：嶋野 雄一（保険年金課長）
- ⑫荇田西連合：宮崎 郁（総務課長）
- ⑬新荇田連合：平野 文規（生活支援課長）
- ⑭すすき野連合：大崎 敬一（税務課担当課長）
- ⑮美しが丘連合：井波 昭彦（区政推進課担当課長）



地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

地域防災拠点動員職員の名簿について（お知らせ）

日頃から地域防災の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域防災拠点には、参集拠点を指定された行政職員及び教員が参集することとなっていますが、運営委員会からは、「参集してくる職員が誰なのかわからないので、震災時に来てくれるのか不安だ」「行政と地域とが連携して進めていくためにも、参集者の氏名や所属を把握しておきたい」などの声が寄せられています。

そこで、例年、発災時に各拠点へ参集する行政職員の氏名等について記載した名簿をお送りしています。

令和8年度の名簿については、現在作成中です。7月上旬を目途に各拠点運営委員会の皆様にお送りする予定ですので、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

〈参考〉地域防災拠点動員職員の役割

主な役割は、初動対応及び開設以降の運営に関する協力・助言です。区災害対策本部との連絡調整や避難者情報の管理を行うほか、拠点運営に関する事項に対して、必要に応じて協力や支援を行います。

担当：青葉区総務課防災担当  
田仲、小高、黒岩  
(TEL) 045-978-2213



# 青葉区地域防災拠点 防災無線番号

◎令和3年4月から

[参考資料4]

横浜市防災スピーカーの整備に伴い、全地域防災拠点の

**3桁の無線電話番号が8桁に変わります！**



令和3年3月まで

**3桁**



令和3年4月から

**8桁**

【防災無線電話】

◀ 防災スピーカー設置なし (※) ▶

拠点名	変更前	変更後
奈良中学校	816	<b>14100 816</b>
あかね台中学校	818	<b>14100 818</b>
さつきが丘小学校	808	<b>14100 808</b>
つつじが丘小学校	792	<b>14100 792</b>
榎が丘小学校	794	<b>14100 794</b>
桂小学校	810	<b>14100 810</b>
鴨志田第一小学校	803	<b>14100 803</b>
みたけ台小学校	799	<b>14100 799</b>
みたけ台中学校	813	<b>14100 813</b>
青葉台小学校	793	<b>14100 793</b>
青葉台中学校	781	<b>14100 781</b>
もえぎ野小学校	796	<b>14100 796</b>
藤が丘小学校	798	<b>14100 798</b>
谷本中学校	782	<b>14100 782</b>
谷本小学校	789	<b>14100 789</b>
緑が丘中学校	815	<b>14100 815</b>

拠点名	変更前	変更後
東市ヶ尾小学校	785	<b>14100 785</b>
荇田西小学校	809	<b>14100 809</b>
荇田小学校	837	<b>14100 837</b>
市ヶ尾小学校	801	<b>14100 801</b>
あざみ野第二小学校	804	<b>14100 804</b>
あざみ野第一小学校	802	<b>14100 802</b>
あざみ野中学校	786	<b>14100 786</b>
黒須田小学校	817	<b>14100 817</b>
旧すすき野小学校	795	<b>14100 795</b>
荇子田小学校	805	<b>14100 805</b>
元石川小学校	797	<b>14100 797</b>
新石川小学校	807	<b>14100 807</b>
美しが丘東小学校	800	<b>14100 800</b>
美しが丘小学校	787	<b>14100 787</b>
美しが丘中学校	814	<b>14100 814</b>
美しが丘西小学校	819	<b>14100 819</b>

◀ 防災スピーカー設置あり ▶

拠点名	変更前	変更後
奈良小学校	780	<b>14123 780</b>
鉄小学校	784	<b>14123 784</b>
恩田小学校	806	<b>14123 806</b>
奈良の丘小学校	811	<b>14123 811</b>
山内中学校	812	<b>14123 812</b>

拠点名	変更前	変更後
田奈小学校	790	<b>14123 790</b>
鴨志田緑小学校	783	<b>14123 783</b>
嶮山小学校	788	<b>14123 788</b>
山内小学校	791	<b>14123 791</b>

◀ 区役所防災本部 ▶

拠点名	変更前	変更後
青葉区役所防災本部	023	<b>14100 023</b>

◀ お問い合わせ先 ▶

- 防災無線電話の使用方法について  
区役所総務課防災担当 978-2213
- 防災スピーカー全般について  
危機管理室緊急対策課 671-2064



令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

令和8年度災害時避難者向け学校Wi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点におかれましては、次のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

## 1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※廃校及び建替中の拠点では、教育用 Wi-Fi 設備が整備されていないため、接続・運用訓練は実施できません。

## 2 実施日の連絡方法

別紙1「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、青葉区総務課防災担当までご提出をお願いします。

## 3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の2週間前までに提出をお願いします。

## 4 添付資料

- (1) 別紙2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (2) 別紙3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

担当：青葉区総務課防災担当

電話：045-978-2213

E-mail:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

## Wi-Fi 接続・運用訓練実施連絡票

Wi-Fi 接続・運用訓練の実施について、次のとおり連絡します。

### 【実施拠点名】

青葉区 学校地域防災拠点

### 【実施希望日】

令和 年 月 日 ( )

## 【別紙2】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

### 「災害時避難者向けWi-Fiの運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向けWi-Fiが使用できます。

#### ① 提供SSID

「YY\_NET-SAIGAI」

#### ② 接続方法例

(1) 端末のWi-Fi機能を有効。

(2) 「YY\_NET-SAIGAI」と表示されているSSIDを選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

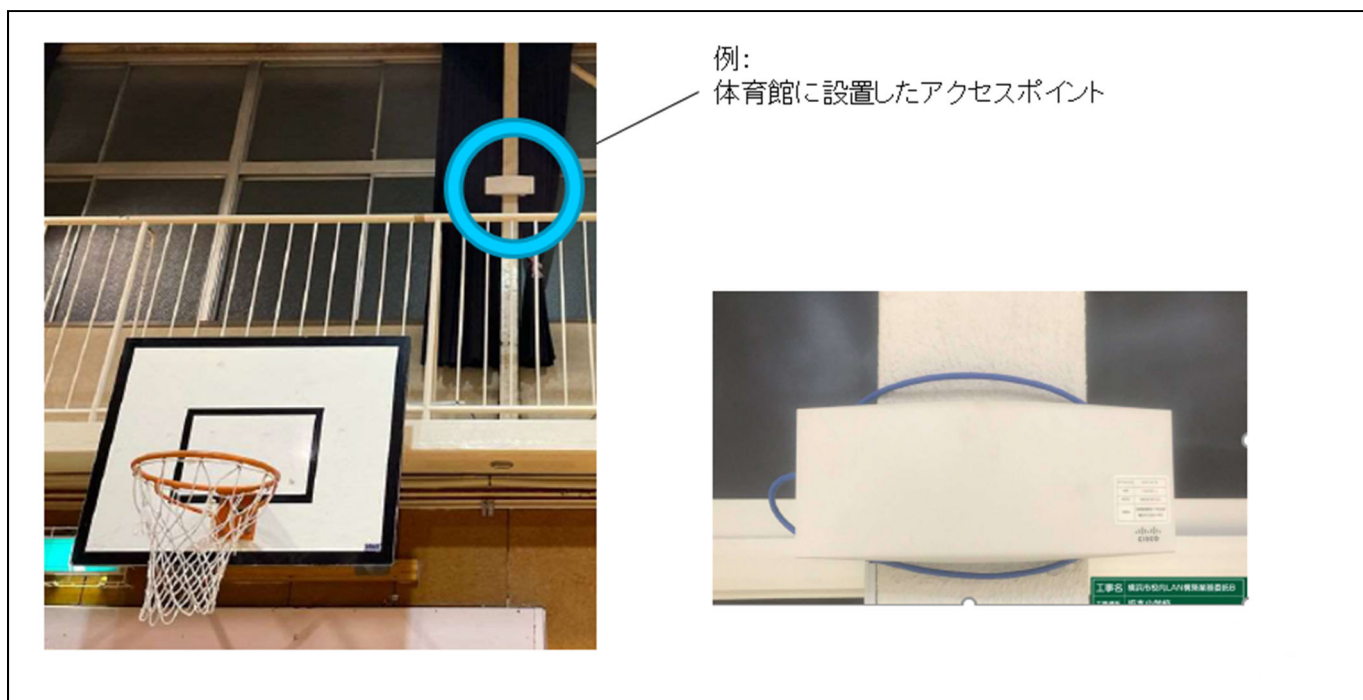
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源OFFやWi-Fi機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

#### ③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



#### ④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。



地域防災拠点運営委員会委員長 各位

青葉区総務課長

## 青葉区版防災情報伝達システム訓練の実施について（通知）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、平成28年9月からラジオと電話を活用した「青葉区版防災情報伝達システム」を独自に導入し、自治会・町内会、地域防災拠点等を対象とした訓練を実施しています。（詳細は添付の別紙1をご参照ください）

令和8年度につきましても、以下のとおり訓練を実施しますので御対応をお願いいたします。

### 1 訓練日時（予定）

- (1) 令和8年7月7日（火） 11：25～11：40
- (2) 令和8年10月29日（木） 18：15～18：30
- (3) 令和9年2月11日（木・祝） 11：25～11：40

※各訓練日の前日には、電話にて訓練実施のお知らせを発信します。

### 2 訓練内容

- (1) ラジオによる情報伝達訓練（各団体1台ずつお渡ししている専用防災ラジオを使用）
- (2) 電話による情報伝達訓練（各団体3人まで登録いただいている電話番号への一斉配信）

### 3 訓練当日に対応いただくこと

- (1) ラジオによる情報伝達訓練（専用防災ラジオ管理者のみ対象）

ア 訓練に際して、別添「専用防災ラジオの取扱方法」（別紙2）を参照し、専用防災ラジオを電源に接続しておいてください。

イ 専用防災ラジオは、自動起動した際、大きな音声から発信されます。また、訓練終了後は自動でラジオの電源が切れます。

ウ 専用防災ラジオの放送受信ができましたら、その旨を下記「電話による情報伝達訓練」で御回答ください。（訓練実施時間に専用防災ラジオの近くにいることができない方は、その旨を電話で御回答ください。）

- (2) 電話による情報伝達訓練（電話番号を登録されている全員が対象）

ア 電話番号を登録いただいた方（各団体3人まで）宛てに、050-3188-8400 から自動音声ガイダンスの電話がかかります。

イ 専用防災ラジオの保有の有無と、ラジオを保有している場合は受信状況等について、自動音声ガイダンスでお伺いします。案内に沿って、電話のボタンを操作し御回答ください。

ウ 電話に出られなかった場合には折り返して発信し、自動音声ガイダンスの案内に沿って御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

裏面あり

#### 4 青葉区版防災情報伝達システム説明資料について

- (1) 青葉区版情報伝達システムについて（別紙1）
- (2) 専用防災ラジオの取扱方法（別紙2）
- (3) 【参考】青葉区版防災情報伝達システム登録者の引継ぎについて  
（3月24日各委員長に依頼済み）

#### 5 ホームページでの周知について

青葉区ホームページにて、本訓練の日程について掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/bosai\\_bohan/saigai/  
machibou/systemtraining.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/bosai_bohan/saigai/machibou/systemtraining.html)



**【担当・問い合わせ先】**

青葉区総務課庶務係（防災担当）

担 当：田仲、小高、黒岩

電 話：045-978-2213

メー ル：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

# 青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月から運用を開始しました。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと思います。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

## ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イツコム加入世帯は、イツコムの回線から電波をとることが可能



## 電話による情報伝達システム

- ・自治会、町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



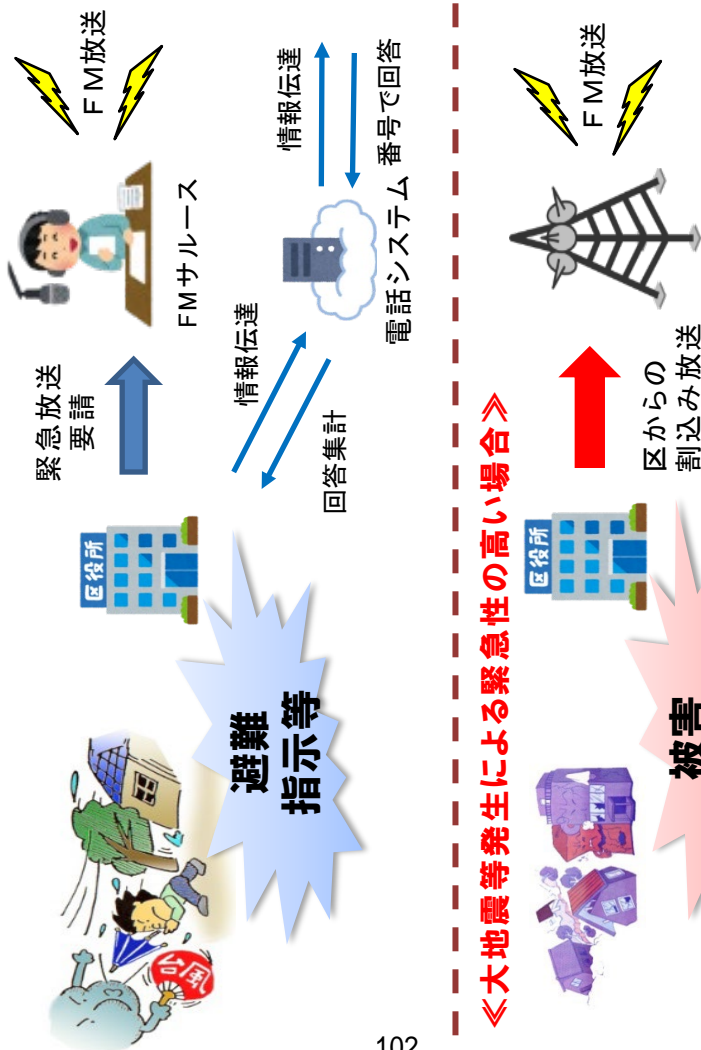
【例】避難所を開設できますか？

できる場合は1を、できない場合は2を…

## システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する防災ラジオについては、区役所から貸与しています。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理者及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

# システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》

被害情報等

自治会・町内会  
地域防災拠点運営委員会  
防災関係機関



※電源がOFFでも自動起動して緊急放送を受信します。

※専用防災ラジオでなくとも、一般的なラジオの周波数をFM84.1に合わせれば、同じ放送を聴くことができます。



地域での  
助け合い

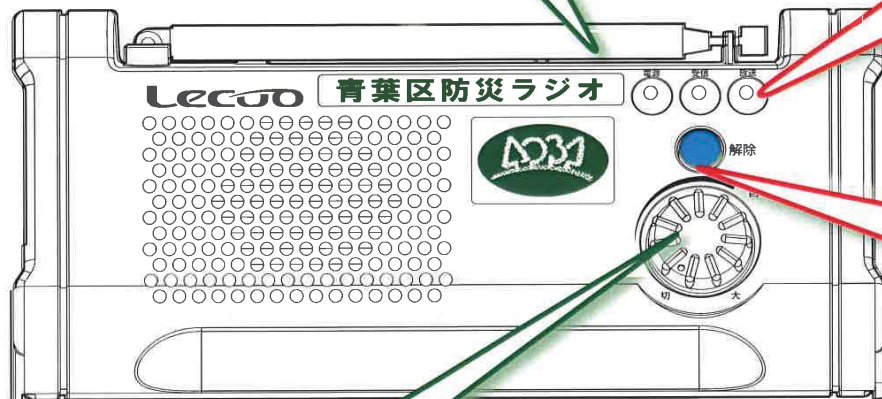
保存用

## ラジオ放送を聞く

このラジオは、青葉区の緊急放送を受信するためのラジオです。スイッチを切った状態でも緊急事態を知らせる放送が流れる時には、自動起動します。

## ② アンテナを引き伸ばす

アンテナを動かして、雑音が少なくなるように調整します。  
※窓際に置くと電波の入りが良くなります。



## ① スイッチ/音量ツマミ

時計方向にカチッと音がするまで回すとスイッチが入ります。  
時計方向に回すと音量が大きくなります。

## 使用方法に関するお問い合わせ

横浜市青葉区役所総務部総務課  
**045-978-2213**  
(平日: 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時)

## 放送表示ランプ

緊急放送信号を受信すると放送表示ランプが青色点滅(●)します。

## 解除ボタン(青ボタン)

緊急放送が大音量で流れている時に、この解除ボタンを押すと、大音量が解除されます。

## ◆ 配布元 ◆

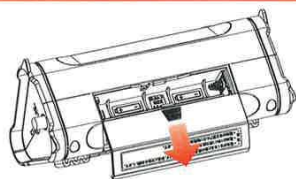
横浜市青葉区役所総務部総務課  
横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

## ◆ 製造元 ◆

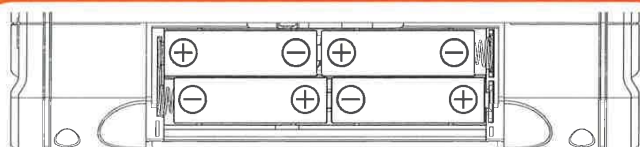
株式会社CSR  
神奈川県相模原市南区相模大野5丁目33番4号

保存用

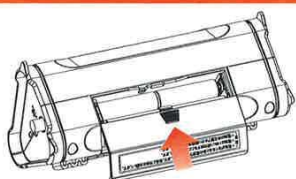
## ラジオを聞くための準備



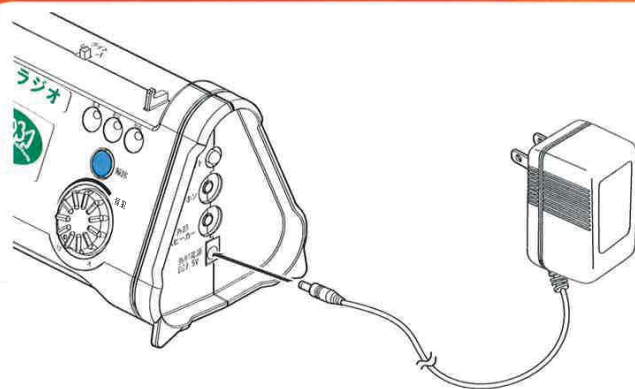
## ① 電池入れのふたを開けます



## ② 付属の単3形アルカリ乾電池を4本入れます



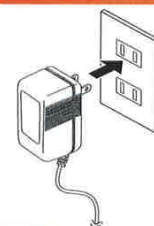
## ③ 電池を入れたら、ふたを閉めます



## ④ ACアダプターのプラグを外部電源端子に挿し込みます

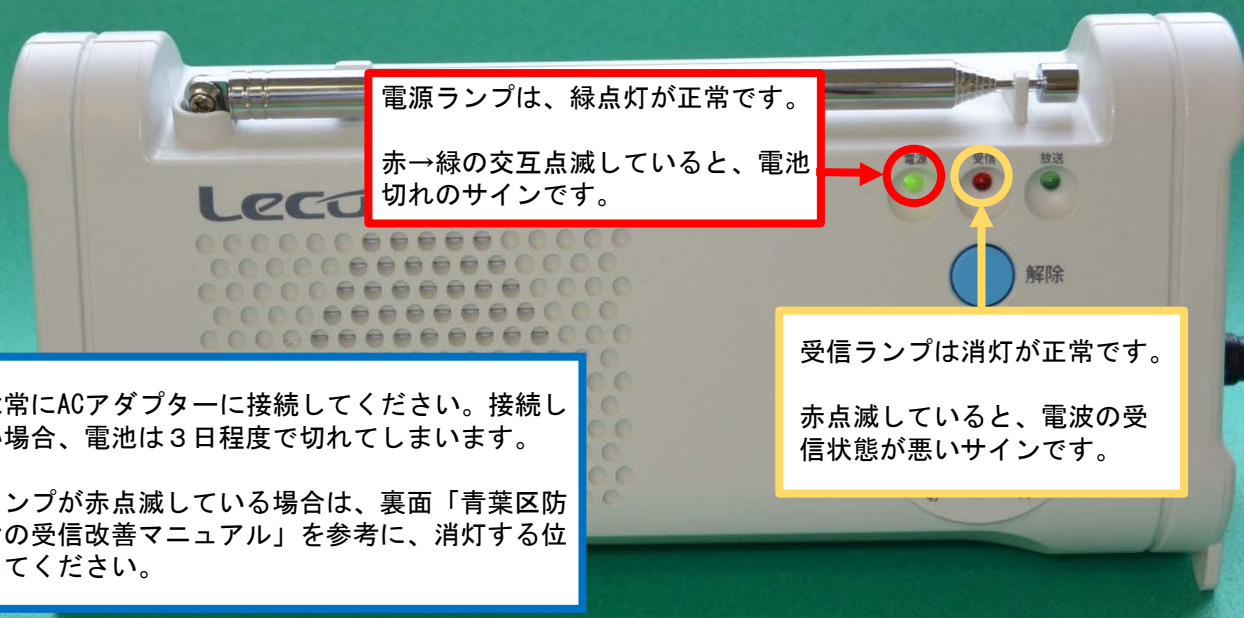
## ⑤ ACアダプターをコンセントに挿します

これでラジオを聞く準備ができました



※普段は家庭用電源でラジオを聞くことができますが、非常時の停電に備えて乾電池を入れておきましょう

# 青葉区防災ラジオのランプ状態説明資料



## 青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル

FM84.1MHz FMサルスは、コミュニティーFM局に認可される最大の送信出力20Wで放送しています。小さな出力のため、放送エリアである青葉区内でも、距離や地形、周辺の環境により、受信状態が悪い場合があります。

その際は、ラジオの置き場所を変えたり、FM専用アンテナを設置することで、受信状態が良くなる場合がありますので、受信改善策をご紹介します。※改善の目安…ラジオの受信ランプ(赤)の点滅が消える

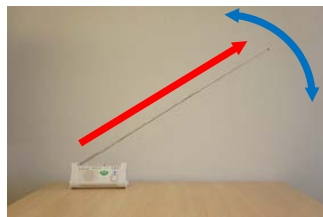
### 受信対策① ラジオの置き場所を変える。

ラジオを置く場所は、屋外や窓に近い位置のほうが良好に受信できます。電波塔は、たまプラーザ駅周辺に設置されています。ラジオを家の中で動かして、一番良く電波が入る場所を探してください。



### 受信対策② ラジオの本体の向きやアンテナの方向を変える。

アンテナは、必ず全て伸ばしきってください。その後、様々な方向にアンテナを動かしてみてください。また、ラジオの向きを変えることによって、受信状況が改善する場合があります。



### 受信対策③ 外部アンテナを活用する。

#### (1) T字アンテナ(ラジオ付属品)

T型FMアンテナは、アンテナ側をT字に張り、窓際の壁や、窓に水平に固定して張り付けます。アンテナ線を張る場所や方向、形などをいろいろと変えてみてください。受信状況が大幅に改善される場合があります。



#### (2) テレビアンテナ線※ケーブルテレビイッツコム加入世帯

屋内では受信感度が十分得られない場合は、ケーブルテレビイッツコムの端子から分配機を介して、同軸ケーブルで防災ラジオに接続していただきますと良好に受信することができます。



地域防災拠点運営委員会委員長 各位

青葉区総務課

青葉区版防災情報伝達システム登録者の引継ぎについて（依頼）

平素より地域防災活動にご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」を運用しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、委員長の変更がある場合は、専用防災ラジオの確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者に変更が生じる場合には、【別紙】登録申請用紙にご記入の上、下記担当あてにご提出をお願いいたします。

なお、登録内容に変更がない場合は、登録申請用紙のご提出は不要です。

ご多用中大変恐縮ですが、よろしく願い申し上げます。

○ 委員長の変更がある場合

専用防災ラジオを新委員長へ引継いでいただくとともに、登録申請用紙にて、ラジオ管理者及び電話システム登録者の変更について申請をお願いいたします。

○ 委員長以外の電話システム登録者の変更がある場合

登録申請用紙にて、電話システム登録者の申請をお願いいたします。

※電話システムについては、ラジオ管理者を含めて3名まで登録が可能です。変更がある場合は、お手数ですが変更される方の情報だけでなく、登録者全員分の情報をご記載のうえご提出ください。

【提出先】

青葉区役所総務課庶務係(防災担当)  
〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4  
担当：亀谷、小島、黒岩  
電話：978-2213  
メール：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp



令和8年5月26日

地域防災拠点運営委員長 各位

青葉区総務課長

令和8年度地域防災拠点運営研修の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

地域防災拠点運営研修は、集合研修及び自宅学習編の2種類がございます。詳細は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

(1) 集合研修

今年度は1拠点あたりの申込者数の制限は設けませんので、本研修への積極的な参加をお願いします。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものですが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講可能です。

2 添付資料

- (1) 別紙1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙2-1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

担当：青葉区総務課防災担当

電話：978-2213

E-mail:ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

## 令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

### 1 研修対象者

地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心のある方

### 2 研修内容

#### (1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

第1部	【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 講師：三輪 恒巳 氏、植村 博之 氏 (青葉区鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員)	講義を通して、避難所開設や運営のポイントを学びます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか学びます。

#### (2) 開催日時・場所 ※ 第1～3 回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月8日(土)	9:30~12:30	横浜市民防災センター	約60名
第2回	8月29日(土)	9:30~12:30	青葉区役所	約60名
第3回	9月12日(土)	9:30~12:30	磯子区役所	約60名

### 3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望日まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

#### 【二次元コード】



#### 【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

**申込期限：令和8年7月22日(水)16時まで**

- ※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。
- ※ 申込みの重複にご注意ください。また、申込完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取消しができません。申込内容の変更・取消し等をご希望の場合は、「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。
- ※ 「横浜市電子申請・届出システム」による申込みが難しい場合は、「5 お問合せ先」までご相談ください。

## 4 申込者への受講決定連絡

7月31日頃、横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。申込みの際は、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

## 5 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

## 6 その他

### (1) 画像等の取扱い

研修の様子を動画・静止画撮影し、広報等のために使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 個人情報の取扱い

収集した個人情報は、本人の許可なく本研修以外の目的では使用しません。

### (3) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修

8月8日（土）及び9月12日（土）の午後は同会場にて、男女ニーズの違いに配慮した防災研修も開催します。詳しくは、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課のホームページをご覧ください。

### (4) 開催中止

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」等が横浜市域に発令されている場合は、**本研修は中止**とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

### 【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

## 令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

### 1 研修対象者

どなたでも受講可能（事前申込不要）

### 2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3 受講可能期間

通年受講可能（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

### 4 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

## 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう!」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



③「ログイン」又は「新規登録」から受講が可能です。

**新規登録・ログイン**

---

### 登録なしで自由に関覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に関覧することができます。  
※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。  
学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

**自由閲覧**

### ログイン

ニックネーム

パスワード

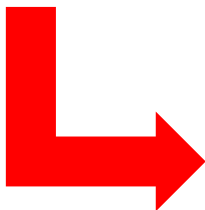
**ログイン**

### 初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

[新規登録の方法はこちら](#)

**新規登録**



「新規登録」を希望する場合は、右の画面で必要事項を入力の上、ご登録ください。

**新規登録①**

---

### 新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム (ID) とパスワードは、必ずお控えください。  
※ニックネーム (ID) 及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。  
※修了証の発行には、登録が必要です。(団体発行する場合は、代表者の登録が必要)

ニックネーム   
他の利用者と同じお名前 (ID) は使えません

パスワード   
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

お住まいの区  ▼

**登録する**

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。


**地域防災拠点運営研修**

---

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



地域防災拠点  
の運営について



在宅避難について



多様な避難



要援護者支援

- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

**地域防災拠点運営研修**

---

 **地域防災拠点の運営について** 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2） ▶

**STEP**  
**1**

動画で学びましょう。



「避難者はお客様ではありません」  
班・担当の割り振り

⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP

2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP  
1

動画で学びましょう。



地域防災拠点の開設・運営について  
女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。


地域防災拠点の運営について

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2)

clear ▶

STEP  
1

動画で学びましょう。



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル  
班・担当の割り振り

- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。  
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

### 地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。

地域防災拠点の運営について

在宅避難について

多様な避難

要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関するお問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

## (1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

名前 横浜 太郎

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

## (2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

### 【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



## 誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり — 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —

平素より、地域防災拠点の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
当課では、国籍や性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

さて、市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙1）

また、災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙2）

今後の地域防災拠点運営や訓練内容の検討等にあたり、少しでもお役に立てましたら幸いです。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

### <担当>

横浜市市民局国際平和・ダイバーシティ推進課

(別紙1) 外国人との多文化共生に関する取組について

多文化共生担当 和田・浜田

TEL : 045-671-3826 FAX : 045-663-3431

Eメール : [sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp)

(別紙2) 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等について

男女共同参画推進担当 津曲・濱

TEL : 045-671-2017 FAX : 045-663-3431

Eメール : [sh-danjo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-danjo@city.yokohama.lg.jp)

地域防災拠点運営委員長のみなさま

## 地域防災拠点に外国人の方々が避難して来た時に備えて

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。

### 1. 「私ができること・避難所ってどんなところ」（外国の方向け）のリーフレット（別紙1）

（日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語）

避難所のルールが記載され、外国の方が出来ることを記入するシートです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

### 2. 「外国人とともに進める地域防災と災害のヒント」のリーフレット

外国の人が抱える課題や、翻訳アプリの紹介、やさしい日本語の事例などが記載されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

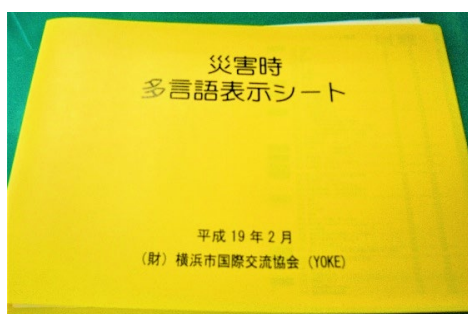
横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

### 3. 災害時多言語表示シート（地域防災拠点の備品）

各地域防災拠点の備品の中にあります。見つからず、配布を希望する場合は、6月末を目途に、区防災担当経由でご相談ください。

ウェブサイトから、その地域で必要な言語を選んで印刷することもできます。

<https://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/>「[災害時多言語表示シート検索](#)」で検索できます



【参考情報】（公益財団法人）横浜市国際交流協会（YOKE）の防災事業

出前講座やセミナーの実施を行っています（有料）。

詳細はこちら→ [https://www.yokeweb.com/bosai\\_koza/](https://www.yokeweb.com/bosai_koza/)「[日本人・外国人ともに進める地域防災](#)」で検索

連絡先：市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課 和田・浜田

TEL:045-671-3826 FAX:045-663-3431 Eメール:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

あなたにできることがあったら、☑を入れて避難所の運営者の人に渡してください。

# 私ができること

避難所運営者のみなさんへ

私の名前は \_\_\_\_\_ です。

私は次のことができます。お手伝いします。

日本語を話すことができます



通訳ができます



(話すことができる言葉: \_\_\_\_\_ )

国の文化や背景を説明することができます



(知っている国・地域 \_\_\_\_\_ )

料理を作ることができます



介護のお手伝いができます



子どもと一緒に遊ぶことが得意です



荷物を運びます



その他 ( \_\_\_\_\_ )

# 「避難所」ってどんなところ？

避難所は、誰でも行くことができる場所です。地震で家にいることができないときは、避難所へ行ってください。

**Q** 「避難所」はどのような場所ですか？



**A**

避難所は、地震などであなたの家が壊れて住むことができなくなったときに来て、生活する場所です。基本的に外国人も使うことができます。避難所では、過ごし方の決まりがあります。決まりを守ってください。横浜市では避難所のことを「地域防災拠点」と呼んでいます。

**Q** 「避難所」で何ができますか？



**A**

- ・泊まることができます
- ・食べ物や水をもらうことができます
- ・元の生活に戻るための情報をもらうことができます

**Q** 「避難所」は誰が作りますか？



**A**

「避難所」は、その地域の町内会の人たちが作る人が多いです。「避難所」は、みんなで協力して作ります。できることがあれば、あなたもお手伝いをしてください。

**Q** 「避難所」でどのように過ごしますか？

**A**

「避難所」に着いたら「避難者カード」にあなたの名前や住所などの情報を書きます。避難所では、次のことに気を付けて過ごしてください。



- 決められたスペースの中で過ごします
- 大きな声や騒音を出しません
- 食事をもらうときは、並んでください
- お年寄りや身体が不自由な人にやさしくしてください
- きれいに過ごせるように気をつけます
- 掃除など、みんなですることに参加します
- 避難所の決まりを守りましょう

男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼）  
～誰もが安心して避難生活を送るために～

性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたします。本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。

【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者や、その支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

## 1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

### (1) 研修概要

ア 日程・場所（3回とも同じ内容です。いずれかの回にご参加ください。）

第1回 令和8年8月8日（土）午後 場所：横浜市民防災センター

第2回 令和8年9月12日（土）午後 場所：磯子区役所

第3回 令和9年1月23日（土）午前 場所：中区役所

イ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

ウ 定員

60名（先着）※男性の委員の皆様もぜひご参加ください。

エ 参加費

無料

### (2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申し込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～



横浜市電子申請  
システム

次頁あり

### (3) 受講決定


第1回、第2回は申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。第3回は1月にご案内をお送りします。

### (4) その他

8月8日(土)及び9月12日(土)は午前中に同会場にて、地域防災拠点運営研修も開催します。詳しくは、防災・危機管理統括本部地域防災課のホームページをご覧ください。

## 2 「女性の防災担い手研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市女性の防災担い手研修

### (1) 研修概要

ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

令和8年9月29日(火) 午後

10月20日(火) 午後

11月10日(火) 午後

イ 場所

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

ウ 対象者

すべての区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性

**※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。**

エ 定員

50名(応募者多数の場合は抽選) ※1拠点2名まで

オ 参加費

無料

カ 内容(質疑応答を含め3時間程度)(予定)

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換
- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

次頁あり

## (2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～8月24日（月）



横浜市電子申請  
システム

## (3) 受講決定

受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

## 3 「防災出前講座」について

### (1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください。また、令和7年度に本事業による無料の出前講座を利用したことがない自治会・町内会や地域防災拠点等を優先とさせていただきます。）

#### 【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

#### ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

#### イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等  
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

### (2) 申し込み方法

下記担当まで直接、お申込みください。

横浜市男女共同参画推進協会 経営企画室

電話 045-862-5141

Eメール koho@women.city.yokohama.jp

### (3) 申し込み期間

7月1日（水）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【担当】 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 津曲・濱

電話 045-671-2017

Eメール sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

参加費  
無料

- ✓ みんなが安心できる避難所運営のために、平時から備えたいと考える方へ
- ✓ 地域防災拠点における防犯対策や安心・安全の具体化を考えたい方へ

# 男女ニーズの違いに配慮した 防災研修

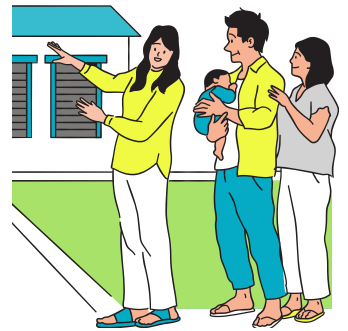
## 当日のプログラム

- **講義** 避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは
  - **ワーク** 考えよう！男女ニーズの違いをいかした安心づくり
- 講師：横浜市男女共同参画センター職員

まずは地域防災拠点の訓練に参加してみませんか？



授乳スペースをご案内しますね



この研修では、性別・立場によって異なる被災状況やニーズの違いに着目し、みんなが安心できる地域防災拠点の運営に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、実践するポイントを解説します。講義とワークを通じて、平時の訓練や開設・運営マニュアルの見直しにいかせるよう学びを深めましょう。

🔍 横浜市 男女ニーズの違いに配慮した地域防災 × 本研修の概要は横浜市HPでもご確認いただけます。

## 日時／会場

3回とも同じ内容です。いずれかの日時にご参加ください。

**A** 8月8日(土)  
14:00～16:00  
横浜市民防災センター

**B** 9月12日(土)  
14:00～16:00  
磯子区役所

**C** 1月23日(土)  
10:00～12:00  
中区役所(本館)

## 対象／定員

地域防災拠点の運営委員長、運営委員／各回60人  
※その他関心のある方もぜひご参加ください。

## 申込方法

受付期間：7月1日(水)から12月25日(金)まで(先着順)  
※A・Bについては各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。  
右の二次元コード「お申込みはこちら」より横浜市電子申請システムまたはFAX(受講申込書にFAX番号記載)でお申込みください。  
※A・Bを選択された方は、お申込み完了をもって受講決定となります。  
Cを選択された方には、1月に横浜市市民局よりメール(電子申請時のアドレス)または、地域防災研修事務局より受講案内を郵送します。

お申込みはこちら



問合せ先：☎ 045-862-5052

男女共同参画センター横浜(フォーラム) 地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

主催：男女共同参画センター横浜

**A** 2026年 8月8日(土)  
 会場:横浜市民防災センター

〒221-0844  
 横浜市神奈川区沢渡4-7  
 ・各線「横浜駅」西口徒歩10分

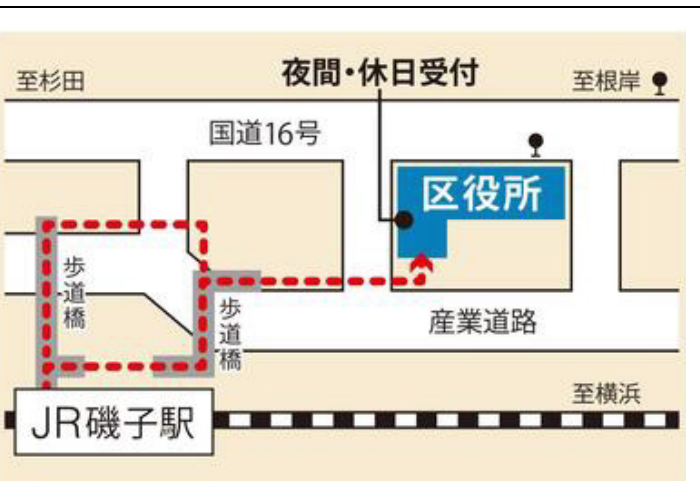
\*研修内容は各回共通です



**B** 2026年 9月12日(土)  
 会場:磯子区役所

〒235-0016  
 横浜市磯子区磯子3丁目5-1  
 ・JR根岸線「磯子駅」徒歩5分

\*研修内容は各回共通です



**C** 2027年 1月23日(土)  
 会場:中区役所(本館)

〒231-0021  
 横浜市中区日本大通35  
 ・JR根岸線「関内駅」南口徒歩7分  
 ・横浜市営地下鉄「関内駅」(1番出口)徒歩7分  
 ・みなとみらい線「日本大通り駅」(3番出口)徒歩4分

\*研修内容は各回共通です



**[荒天時の対応について]**

当日午前11:00の時点で横浜地域に下記いずれかが発令されている場合、研修を中止する場合があります。

1. 大雨警報と暴風警報両方が発令
2. 大雪警報が発令
3. 暴風雪警報が発令
4. 特別警報が発令(大雨、暴風、大雪、暴風雪)

中止等のお知らせについては、(公財)横浜市男女共同参画推進協会ホームページの「協会・3館のお知らせ」欄に掲出しますので、右記の二次元コードよりご確認ください。



## 男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名: \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 拠点 \_\_\_\_\_

申込者名/役職: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

■2026年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」の受講を申し込みます。

希望する日時 (1か所に○を記入)	参加者氏名	ご住所 (「C」の日時を選択した方のみ記入)	連絡がしやすい 電話番号
A ・ B ・ C	フリガナ:	〒	
A ・ B ・ C	フリガナ:	〒	
A ・ B ・ C	フリガナ:	〒	
A ・ B ・ C	フリガナ:	〒	

- ・定員は各回 60 名(先着)です。1つの地域防災拠点から複数名のお申込みが可能です。
- ・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方
- ・3回とも同じ内容です。A・B・Cのいずれかの日時にご参加ください。

A 2026年8月 8日(土) 14:00~16:00 場所: 横浜市民防災センター

B 2026年9月12日(土) 14:00~16:00 場所: 磯子区役所

C 2027年1月23日(土) 10:00~12:00 場所: 中区役所(本館)

・申込み先: 7月1日(水)~12月25日(金)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信  
又は右の二次元コードでも申込み可能です。



※「A」「B」については各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。

※「C」を選択し、本受講申込書で申込みされた方には、1月中旬までに受講案内を郵送します。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■研修全般に関するお問い合わせ

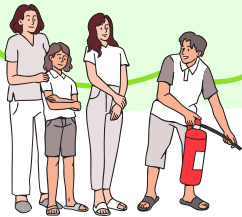
事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

参加費  
無料

# 「女性の防災担い手研修」

毎年の訓練だけど…  
積極的に参加してもらえよう  
工夫を聞いてみたいな…



様々な人と話し合う力やつながる取組は  
平時にも災害時にも大切なんだね。



着替えや授乳スペースは  
どこに設置するのがいいかな？



- ✓ 地域の防災訓練や運営にいかせるヒントがたくさん！
- ✓ グループワークでアイデアを出し合いながら参加者同士の交流も

様々な立場の人々が集まる避難所の安心づくりのためには「女性の視点」が重要です！  
市内の地域防災拠点の取組事例から学ぶとともに、災害時だけでなく日常生活にも役立つ「話し合う力」を仲間と一緒に身につけ、地域での取組に活かしませんか。

お申込みはこちら



第1回 9月29日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 安心できる避難所づくりとは？  
市内地域防災拠点の事例を聴く

第2回 10月20日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 学び実践する—もしものときにも  
平時にも大切な“話し合う力”

第3回 11月10日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 仲間とともに考える—地域で取り  
組みたいこと、やってみたいこと

申込  
方法

全3回の連続講座のため、すべての回のご参加をお願いします。

受付期間：7月1日(水) から 8月24日(月)まで

※応募者多数の場合は抽選。

受講可否を9月10日頃までに郵送にてご案内予定

地域防災拠点ごとに運営委員長から受講者2名まで  
をご推薦のうえ、右上の二次元コード「お申込みは  
こちら」より横浜市電子申請システムでWEB入力、  
または受講申込書をFAXでご送付ください。

会場

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

JR「関内駅」南口から徒歩10分

横浜市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

問合せ先：045-862-5052

男女共同参画センター横浜（フォーラム）

地域防災研修事務局



提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

## 女性の防災担い手研修 受講申込書

### 【※横浜市内 18 区が対象です】

地域防災拠点名: \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 拠点 \_\_\_\_\_

申込者名/役職: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

■ 2026 年度「女性の防災担い手研修」への受講者として次の方を推薦します。

参加者氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

・対象者: **地域防災拠点の運営に関わる女性(各拠点から 2 名まで)**

・**全 3 回の講座に参加できる方をご推薦ください。**

・定員は 50 名 (応募者多数の場合は抽選) です。

・受講の可否は、9 月 10 日 (木) 頃までに郵送にてご案内します。

※2025 年度「女性の防災担い手研修」にご参加の方は、今年度はご参加いただくことができません。

同じ地域防災拠点から初めてのご参加の方を推薦していただくことは可能です。

・申込み先: 7月1日(水)～8月24日(月)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。



※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

#### ■ 研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

令和8年4月15日

地域防災拠点運営委員長

## 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内の障害福祉関係団体と横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和8年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

### 1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

### 2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター  
TEL：045-681-1211 / Fax：045-680-1550

### 3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

#### 参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス（A4 幅3センチ程度）に入れて配布。

- ・説明文書（趣旨書）：1
- ・コミュニケーションボード：3
- ・啓発チラシ：3
- ・文字盤：3
- ・バンダナ：緑色3、黄色3



#### <問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター  
TEL：045-681-1211/Fax：045-680-1550  
横浜市健康福祉局障害施策推進課  
TEL：045-671-3598/Fax：045-671-3566

#### ■セイフティーネットプロジェクト横浜と

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、セイフティーネットをつくることを目的とし、2005年7月に発足。自分たちの出来ることから取り組むことを大切にしながら、さまざまな障害についての理解を進めていこうと活動している。

地域防災拠点のみなさまへ

## 出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

### <申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

#### ■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



### — セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

#### 【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

## 出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

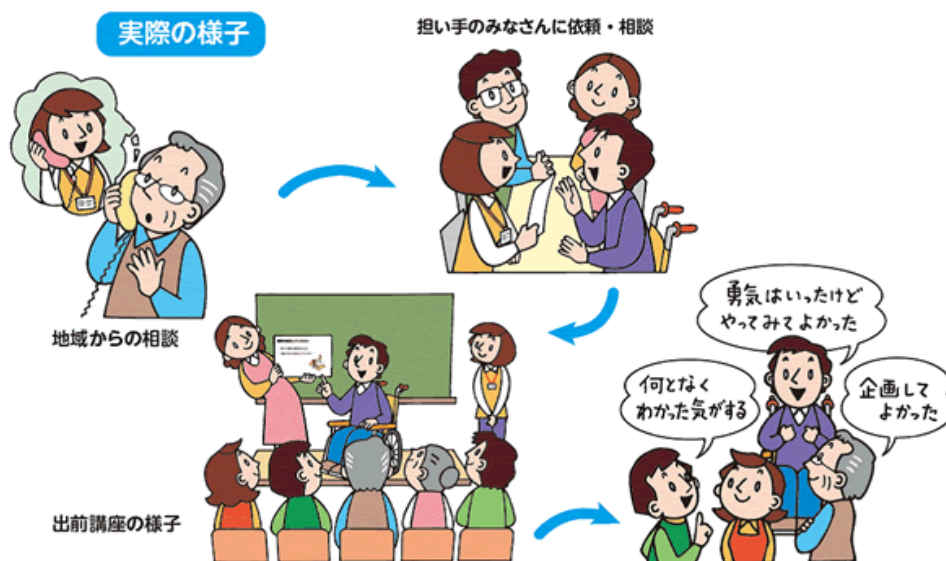


災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット  
(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



# 災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために  
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

## 地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。  
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。  
**日常だけでなく災害時にもつかえます！**

## コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！  
自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが出来ます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい  
I feel cold



まいごになった  
I am lost



いたい  
I feel pain



そうだん  
相談したい  
I'd like a consultaion



すこし待ってください  
Please wait for a moment



アレルギー  
shrimp allergy

# 支えあう

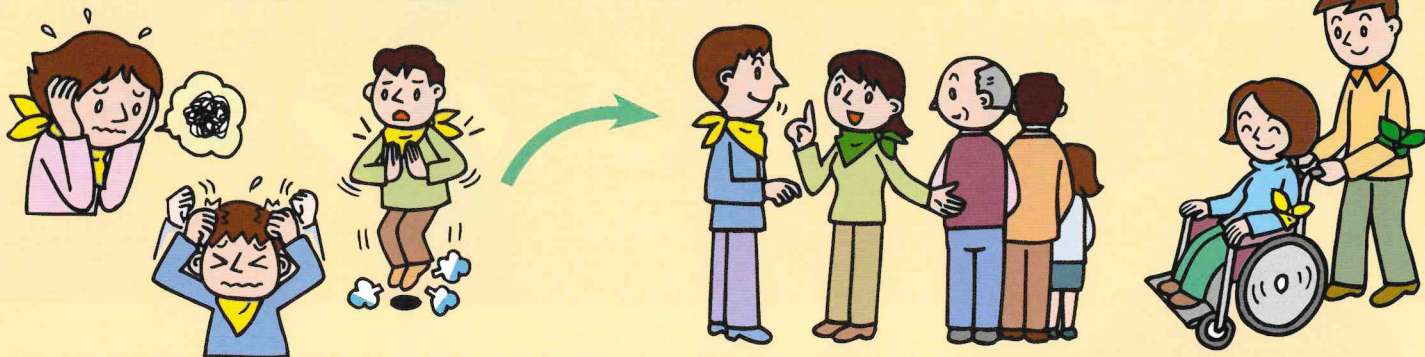
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が必要

支援ができる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

## 黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話しします。

# 広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

**あなたの街に伺います！**

## 出前講座



●S-net 横浜 事務局に相談

●担い手の皆さんと調整

●出前講座の様子すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL:045-681-1211 FAX:045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月







# 柔道整復師をご存じですか？

## Judo Therapist

柔道整復師は骨、関節、筋肉などの怪我や痛みに対して  
手技や物理療法などを用いて回復をサポートする国家資格です。



医療従事者として、適切な知識、技術をもとに怪我に対応します！

### 柔道整復師の役割

- ・怪我の施術、応急処置
- ・痛みの緩和、機能回復
- ・健康づくり、予防

### 柔道整復師としての活動

## 災害・防災

横浜市との防災協定を元に災害時に対応

四師会として他職種との連携  
をしながら対応していきます

主に医師の補助、骨折、捻挫等の固定



柔道整復師は震度6以上の場合、災害時地域医療拠点に出動

## 医療機関

## 接骨院・整骨院

テーピングや物理療法を用いて怪我の回復に！



## スポーツ

チームや大会での救護  
大会のサポートなど

# 医療従事者としての適切な知識をもとに

我々は地域に根差した活動を柔道整復師としていきます！